

平成 15 年度

各国の海洋政策の調査研究
報告書

平成 16 年 3 月

シップ・アンド・オーシャン財団
海洋政策研究所

はじめに

シップ・アンド・オーシャン財団は「人類と海洋の共生」を理念として活動していますが、海洋問題全般に本格的に取り組むため、数年前から海洋シンクタンク事業を積極的に展開してきました。そして、2002年4月に財団内にSOF海洋政策研究所を設立しました。

研究所では、国連海洋法条約に代表される新たな海洋秩序や、リオ地球サミットやWSSDなどで提唱された持続可能な社会を実現するための海洋・沿岸域の統合的な管理の枠組みなどを念頭におきながら、総合的・統合的な観点から海洋・沿岸域の問題を調査分析し、広く社会に提言することを目的とした活動を展開しています。

その内容は、海上交通の安全や海洋汚染防止といった、これまでシップ・アンド・オーシャン財団が先駆的に取り組んできた分野はもちろんのこと、排他的経済水域や大陸棚などの持続的な利用、沿岸域の統合的な管理、海洋の安全保障、海洋教育など、多岐にわたっています。

これらの研究活動を担うのは、社会科学や自然科学の若手研究者、経験豊富なプロジェクトコーディネーターたる研究者、それを支える研究所スタッフであり、内外で活躍する第一線の有識者のご協力をいただきながら、研究活動を行なっています。

今般、先進諸国を中心とした諸外国の海洋政策の現状を整理し、その特徴を調査分析する「各国の海洋政策の調査研究」の中間報告として本書をとりまとめました。本年度は、特にわが国の海洋・沿岸域管理に深く関係する韓国と中国における海洋・沿岸域関連の法令・指針の内容などを紹介しています。

本書が、海洋・沿岸域の利用・開発・保全に携わる行政、研究機関、民間企業、NPO、国民の皆様の活動に、少しでもお役に立てれば幸いです。

最後に、本書の作成にあたって、資料の収集等にご協力いただいた内外の関係者の方々、本事業を支援していただいた日本財団、その他多くの協力者の皆様に厚く御礼申し上げますとともに、本調査研究は平成16年度も引き続き実施する予定ではありますので、倍旧のご支援、ご指導をお願いする次第です。

平成16年3月

財団法人 シップ・アンド・オーシャン財団
会長 秋山昌廣

各国の海洋政策の調査研究

研究メンバー

寺島 紘士	SOF 海洋政策研究所所長
小山 佳枝	SOF 海洋政策研究所研究員
加々美 康彦	同 上
菅家 英朗	同 上
金 鍾憲	同 上
高橋 鉄哉	同 上
田中 祐美子	同 上
福島 朋彦	同 上

目 次

はじめに

1 . 研究概要 -----	1
2 . 各国の海洋政策-----	2
2 - 1 わが国の海洋政策-----	2
2 - 2 諸外国の海洋政策-----	5
(1) アメリカ -----	5
(2) カナダ -----	6
(3) オーストラリア-----	7
(4) 韓国 -----	9
(5) 中国 -----	10
2 - 3 世界・東アジア地域の動き -----	11
3 . まとめ -----	14

付属資料

1 韓国沿岸管理法-----	17
2 韓国沿岸管理法施行令-----	29
3 韓国沿岸管理地域計画樹立指針-----	37
4 韓国海洋水産発展基本法-----	47
5 中国海域使用管理法-----	57
6 中国海洋環境保護法-----	67

1 研究概要

(1) 研究の目的

1994年に発効した国連海洋法条約のもと、各国は海洋の利用や海洋環境の保護などに取り組んでいるが、その実施にあたっては、各国がそれぞれ責任を持って海洋を総合的に管理することが重要である。広大な海洋管轄権を持つ海洋国では、近年、海洋に係る法整備を積極的に進めているのに対し、我が国では、海洋に関する行政が多くの省庁に分散されており、海洋に係わる総合的な海洋政策が策定されていないのが現状である。

一方、2002年8月にヨハネスブルグで開催された「持続可能な開発のための世界サミット(WSSD)」では、海洋や沿岸域の問題が議論され、国連海洋法条約の施行や持続可能な開発のための行動計画“アジェンダ21”の実施の促進などをはじめとして多くのことが実施計画に盛り込まれた。また、世界から集まった官民の海洋関係者の有志が海洋グループを形成し、海洋の懸案事項を討議する会議を定期的で開催するとともに、協力して実施計画の実施やタイプ2イニシアチブに取り組んでいくこととなった。

本事業は、諸外国の先進的な海洋政策について調査・分析し、今後のわが国海洋政策のあり方、具体的方向性等の議論・検討に資する基礎資料を作成することを目的とする。

(2) 研究の内容

本事業は、アメリカ、カナダ、オーストラリア、韓国、中国等諸外国の海洋政策に関する文献・資料を収集し、海洋政策に対する取り組みの最新動向、海洋管理の実施体制、管理の対象、将来計画等を整理した。

特に、排他的経済水域を接する沿岸国である韓国および中国については、海洋・沿岸域の統合管理に関する法令等を収集・翻訳した。

また、各国の海洋政策とは別に、国際社会における海洋・沿岸域の持続的な利用、統合管理に関する動向として、「海洋・沿岸・島嶼に関する世界フォーラム」および「東アジア海域環境管理パートナーシップ(PEMSEA)」についても、その概要を整理した。

2 各国の海洋政策

2 - 1 わが国の海洋政策

わが国の海洋政策に関しては、表 - 1 のとおり海洋・沿岸域の統合的な管理を規定する国内法は存在しない。海洋の基本政策については、文部科学大臣の諮問機関である科学技術・学術審議会海洋開発分科会が答申した「長期的展望に立つ海洋開発の基本的構想及び推進方策について - 21 世紀初頭における日本の海洋政策 - 」が存在するものの、関係省庁が連携して総合的・統合的な政策を立案するには至っていないのが現状である。

個別分野で見れば、漁業分野では 2001 年に水産資源の持続的利用の確保等を目的とする「水産基本法」が制定され、同基本法の示す施策にしたがって、漁業法、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律、漁港法等の主要な水産関係法令の改正が行われた。

しかし、広大なわが国の管轄海域の調査、排他的経済水域・大陸棚の境界や外縁の画定、管轄海域や拠点となる遠隔離島の管理、これらの海域及び資源の開発利用、海洋環境の保護・保全、沿岸域の統合管理などの問題に対する取り組みは依然としてはかばかしく進展せず、全体的、統合的アプローチが必要な海洋問題の取組みの中で漁業分野の取組みのみが先行するという状態が依然続いている。

一方、沿岸域の統合管理には近年ようやく動きが出てきた。1998 年に閣議決定された全国総合開発計画「21 世紀の国土のグランドデザイン」では、地方公共団体が主体となり沿岸域圏の総合的な管理計画を策定し、各種事業、施策、利用等を総合的、計画的に推進する『沿岸域圏管理』に取り組むとしている。これを受けて 2000 年 2 月に、関係地方公共団体を中心にして多様な関係者の参加のもとに沿岸域圏の管理を進めるためのガイドラインとして「沿岸域圏総合管理計画策定のための指針」が定められた。

さらに、2001 年 1 月には、わが国の沿岸域管理に深くかかわる国土庁、運輸省、建設省が省庁再編により国土交通省として統合され、2003 年 3 月の沿岸域総合管理研究会の提言の中で「沿岸域を総合的に管理する新たな法制度の制定」を将来の目標に取り上げているのが注目される。

また、最近、自然再生や水産資源回復のために各省の枠を超えて連携して計画的な取組みを指向する動きがいくつか具体化した。2002 年 11 月の「有明海及び八代海を再生するための特別措置に関する法律」、2002 年 12 月の「自然再生推進法」の成立である。後者は、海洋のみを対象としたものではないが、地元の多様な主体の参加により、干潟、藻場、サンゴ礁などを含む自然環境の保全、再生、創出、または維持管理を求めている。

表 - 1 各国の海洋政策

(H16.3.1 作成)

	アメリカ	カナダ	オーストラリア	ニュージーランド	フランス	イギリス	中国	韓国	日本
1. 国土面積 (千 km ²)	9,629.0	9,976.1	7,686.8	268.6	547.0	244.8	9,596.9	99.6	377.8
2. 海岸線延長 (千 km)	19.9	243.7	36.7	15.1	3.4	12.4	32.0	11.5	34.8
3. 排他的経済水域 (千 km ²)	7,620	4,700	7,010	4,830	260 (海外領土除く)	940 (民間試算)	964	449	4,470
4. 海洋 (基本) 法	- Oceans Act 2000	- Canada Oceans Act (COA) 1996 - Canadian Environmental Protection Act 1999 (海洋投棄に関する部分)	- Environment Protection and Biodiversity Conservation Act 1999	なし	なし	- 1995 年環境法	- 海域使用管理法 - 海洋環境保護法	- 海洋水産発展基本法	なし
5. 海洋 (基本) 政策	- Turning to the Sea: America's Ocean Future - Final recommendation of U.S. Commission on Ocean Policy (2004 年初頭発表予定)	- Canada's Oceans Strategy (2002 年 7 月 12 日)	- Australia's Oceans Policy - Regional Marine Planning (supraregional) - Coastal and Marine Planning Program (CMPP)	- Oceans Policy 作成中(2004 年初めに草案の協議会を予定)	なし	- ICZM of EU "a better quality of life" - "Safeguarding Our Seas" (2002 年 5 月 21 日)	- China Ocean Agenda 21	- Ocean Korea 21 「21 世紀海洋水産ビジョン」	なし (文部科学省科学技術・学術審議会の答申あり: 長期的展望に立つ海洋開発の基本的構想及び推進方策について (2002 年 8 月 1 日))
6. 海洋管理主管 (大臣)	商務省海洋大気庁 (National Oceanic and Atmospheric Administration: NOAA)	漁業海洋省 (Department of Fisheries and Oceans: DFO)	海洋閣僚会議 (National Oceans Ministerial Board) 議長: 環境大臣	Ministerial Group 議長: 水産科学技術エネルギー相	首相	環境食糧農村省 (Department for Environment, Food and Rural Affairs: DEFRA) 環境庁	国家海洋局 (State Oceanic Administration: SOA)	海洋水産部 (Ministry of Maritime Affairs and Fisheries)	なし
7. 海洋行政連絡調整会議	US Commission on Ocean Policy	Minister's Advisory Council on Oceans	Commonwealth Coastal Coordinating Committee	Oceans Policy Officials Group	海洋閣僚会議 (Interministerial Council for the Sea)	Green Ministers 海洋科学技術に関する省庁間委員会 (IACMST)	不明	中央沿岸管理審議会 海洋環境保全委員会 港湾政策委員会 水産業管理委員会	なし (局長級の海洋開発関係省庁連絡会議あり)
8. 海洋管理 (調整) 事務局	National Security Council Interagency Working Group	Oceans Act Coordination Office	National Oceans Office	Oceans Policy Secretariat for Ministerial Group and Advisory Committee	なし	環境庁、地方自治体	SOA	海洋水産部	なし
9. 広範な利用者の意見を反映する制度	- National Oceans Commission public meetings - Science Advisory Panel	- Oceans Explorations on Web - Oceans Program Activity Tracking (OPAT)	- National Ocean Advisory Group - Regional Marine Plan Steering Committees	- Ministerial Advisory Committee Public Consultation (Oceans Policy 策定のための)	- 沿岸の開発計画では必須	- Consultations on Flood and Coastal Defence	不明	- 海洋水産発展委員会	なし
10. 海洋保護区 (MPAs)	- 1972 年海洋保護・調査・サンクチュアリ法・行政命令 13158 号(2000 年 5 月 26 日)等に基づく Marine Sanctuary, MPA 等	- COA 第 35, 36 条に基づく MPA - National Framework for Establishing and Managing Marine Protected Areas (1999 年 3 月)	- GBR 海洋公園法(1975 年) - Ocean Rescue 2000 に基づく National Representative System of Marine Protected Areas 等	- 1971 年海洋保護法(Marine Reserve Act)に基づく Marine Reserve 等 (1971 年法の全面改正法案が 2002 年 10 月 15 日に第一読会を終了)	- EU 生息地指令、鳥類指令に基づく保護区(Natura 2000)等	- EU 生息地指令、鳥類指令に基づく保護区(Natura 2000)等	- 海洋環境保護法 - 海洋自然保護区管理取決 (59 ヶ所)	- 国土利用管理法: 水産資源保護区域 - 海洋汚染防止法: 環境保全海域	- 1972 年自然環境保全法: 海中特別地区 (1 ヶ所) - 1957 年自然公園法: 海中公園地区 (139 ヶ所)
11. 沿岸域管理法 (政策)	- 1972/1990 年沿岸域管理法 (Coastal Zone Management Act)	- 1972 年沿岸域管理法 - 2002 年 Canada's Oceans Strategy	- 1995 年 Commonwealth Coastal Policy	- The Resource Management Act (RMA)	- Seashore Act (1986) - Schemas de Mise en Valeur de la Mer(1983)	- 1995 年環境法	- 海域使用管理法 (海洋機能区画)	- 沿岸管理法 - 沿岸統合管理計画	なし (国土交通省の指針あり)
12. 河川と沿岸域の一体的管理	河川港湾法(Rivers and Harbors Act) (保全是陸軍工兵隊が行う)	COA Part II (Oceans Management Strategy) は河川及び湖には適用がない (第 28 条)	州政府、地方政府	不明	Water Act (1992) Schemas Directeur d'Aménagement et de Gestion de Eaux (SAGE)	環境庁、地方自治体	不明	公有水面管理法 公有水面埋立法 湿地保全法	なし
13. 沿岸域管理における法的な管理範囲	州政府の領土 (海岸線から 3 海里以内) 天然 (地下) 資源に関しては海岸線から 3 海里以内は州政府の管轄	州法及び連邦法は内水、領海、EEZ 及び大陸棚の上に適用(第 9 条及び 20 条)	州政府の領土 (海岸線から 3 海里以内/ 1979 年 Offshore Constitutional Settlement、1980 年沿岸水域法等による)	不明	不明	不明	内水: 海域のみ	満潮水位から領海と満潮水位から 500 ~ 1,000m の陸域まで	海岸保全区域として平均高潮水面から陸陸両側 50m
14. 国連海洋法条約批准状況	未加入	2003 年 11 月 7 日批准	1994 年 10 月 5 日批准	1996 年 7 月 19 日批准	1997 年 4 月 11 日批准	1997 年 7 月 25 日加入	1996 年 6 月 7 日批准	1996 年 1 月 29 日批准	1996 年 6 月 20 日批准

2 - 2 各国の海洋政策

(1) アメリカ

世界最大の管轄海域を有する米国は、既に 1960 年代末から海洋政策の策定、沿岸域管理法 (Coastal Zone Management Act、1972 年) の制定、海洋保護区、海洋研究助成制度 (シー・グラント) の制定、海洋大気庁 (NOAA) の設置などを行ってきたが、1999 年には大統領の要請に応じて行政各部が共同で海洋・沿岸政策に関する包括的な報告書を取りまとめた。さらに 2000 年には、新しい国家海洋政策を策定するための手続法として海洋法 2000 (Oceans Act of 2000) が議会を通過し、これに基づき設置された海洋政策審議会 (Commission on Ocean Policy) が目下米国の新しい総合的海洋政策を審議中である。審議は既に最終段階に入っており、2004 年はじめに米国の海洋政策に関する最終報告書が議会と大統領に提出される見込みである。大統領は報告を受けてから 90 日以内に、その勧告を実施するため、総合的・長期的「国家海洋政策」の提案を議会に付託することになっている。

この審議会は、NOAA の設置や沿岸域管理法制定をもたらしたストラットン (Stratton) 審議会の報告書「Our Nation and Sea」を、包括的に見直し報告書の作成にあたっている。審議会の最終報告の内容が今後 30 年のアメリカの海洋政策全体に大きな影響を与えると認識されている。これまでの審議過程では海洋利用促進派と環境保護派の議論の対立が厳しいことが指摘されており、最終報告がどのようなものになるか予測が難しい。現ブッシュ政権が環境保護政策に比較的冷淡であるとの評価もある中で、アメリカの沿岸域管理の近未来の動向に決定的な影響を与えるであろう最終報告書の内容は大いに注目される。とくに、報告書が発表されるまでは、連邦漁業管理法の再承認など多くの海洋政策に関する議会決定が保留されている現状においては、最終報告書は今後の政策策定の重要な布石となるであろう。

その他に、民間のピュー海洋審議会 (Pew Oceans Commission) が、2003 年 6 月 4 日に「America's Living Oceans: Charting a Course for Sea Change」と題する報告書を発表している。この審議会は、Pew Charitable 財団の支援により設立されたものである。ピュー海洋審議会の報告書は、主に、米国海域の漁業および生物多様性などの生物資源といった問題に集中して作成されている。報告書では、海洋政策基本法の制定、独立した海洋省庁の設立、生態系への配慮、漁業に関する管理の徹底 (漁具・漁法、長期的な生態系維持など)、国家の汚染基準の設定および流域圏の視点による汚染の減少などに関して提言が行われている。この報告書も、30 年間に渡る米国の海洋政策を包括的かつ徹底的に再検討したものであり、政策への影響が期待できる。

(2) カナダ

カナダでは、国連海洋法条約の発効（1994年）を契機として、1997年1月にカナダ海洋法が施行された。この法律は全文109条からなる包括的な法律であり、第30条において、カナダの国家海洋戦略の3つの基本原則として 持続可能な開発、統合的管理、予防的アプローチの3つを掲げている。カナダでは、1997年海洋法以前にも、30以上の海洋に関する法律が存在しており、同法はそれらを統合することを意図して作成された。また、1982年の国連海洋法条約採択直後の1987年にも、漁業海洋省から政策指針文書として「カナダ海洋政策-海洋フロンティアの挑戦と機会のための戦略」（Oceans Policy for Canada: a Strategy to Meet the Challenge and Opportunities on the Oceans Frontier）が発表されている。

さらに2002年7月12日、河口、沿岸、および海洋における生態系管理のための政策綱領として「カナダ海洋戦略」（Canada's Oceans Strategy）が発表された。この文書は、まさに「オーシャン・ガバナンス」（Ocean Governance）に対する統合的なアプローチを採用することを約束するものであり、1997年海洋法において謳われた3つの原則を想起しつつ、以下の4つの目標を掲げている。

すなわち、第1は海洋環境の保護と理解であり、ここでは、例えば海洋状況報告システムの開発、海洋生態系に基づいた科学的知見の改良、海洋汚染について陸域起因汚染の防止に関する国の行動計画の実行および海洋起因汚染源に注目した行動計画の枠組みの開発、また海洋保護区についての国のネットワークのための戦略開発などが含まれる。第2は、持続可能な経済的機会の支援である。これには、漁業、養殖、沖合の石油・ガス・鉱物の掘削、造船等を含む海洋産業を支援、管理し、向上させるための措置の強化、新たな海洋産業の経済分析、効果的な環境保護を確保するための制度の定期的な検討などが挙げられる。第3は、国際的なリーダーシップであり、具体的には、海上の主権の維持および安全保障の強化、国境を越える沿岸および海洋生態系の管理のための条約等の国際的枠組みへの協力、また海洋資源の持続可能な開発のための発展途上国の能力開発の支援である。そして第4に、オーシャン・ガバナンス、すなわち、連邦政府と州その他の各レベルの政府との間の意思決定の調整を促進する制度的ガバナンスメカニズムの樹立、海洋活動の統合的管理計画プログラムの実施、海洋の持続可能な開発のための管理活動へのカナダ国民の責任ある取り組みの促進などである。カナダは、2003年11月に国連海洋法条約を批准しており、この戦略も今後定期的に見直され、さらなる発展が期待されている。

(3) オーストラリア

国土の2倍にあたる1,600万km²の管轄水域を有し、その大部分を排他的経済水域(以下、EEZ)が占め、その面積は南極大陸に設定するものを含めれば、1,100万km²におよぶ南半球最大の海域を管轄下に置く(正式にEEZを宣言したのが1994年8月、同年10月5日に国連海洋法条約に批准)。

熱帯から寒帯にまで広がる海(太平洋、インド洋、南氷洋)に恵まれるオーストラリア国民の海に対する意識は高く、海洋環境問題は国政問題にもなりうる(やや古い例だがグレートバリアリーフ海洋公園の設置は、1970年代前半の連邦議会選挙の焦点にもなった)。

こうした環境保護に対する国民的意識の高さは、決して偏った保護主義に由来するものではなく、それは例えば500億豪ドル規模とも見積もられる海洋関連産業からの経済的利益や、同国が厳格な検疫制度を設けていることから分かるように、豪州大陸が生態的にみて敏感な、一種の海洋島であることから、その独特な生態系の損失は国家的財産の損失に留まらず世界的財産の損失と考える管理者(stewardship)意識が背景にあると思われる。経済と生態系の保護の両立、すなわち「生態的に持続可能な開発」は国家的な原則である。

こうしたなか、連邦政府は1998年に「オーストラリア海洋政策：保護、理解そして賢明な利用」(以下、「政策」)と題する二巻からなる詳細な文書を作成した(制定法ではなく、連邦の閣議決定であり、厳密には連邦政府機関のみを拘束する)。連邦、州のみならず民間の幅広い利害関係者の意見を汲み取りつつ作り上げたことがその第一の特徴である。

「政策」では、広大な管轄海域を広域海洋生態系(Large Marine Ecosystem)に基づき区分した海域ごとに「地域海洋計画(Regional Marine Planning)」を作成、実施する仕組みとなっている。連邦制をとるため、州、準州にも海洋管轄権が配分されている同国では、広大な管轄海域で「政策」を実施するには省庁間の連絡調整が不可欠となる。そこで「海洋政策」の中で連絡、調整体制を明確にしようと試みている。

「政策」実施の中核となるのは、新設の海洋閣僚会議(National Oceans Ministerial Board)である。環境遺産大臣を長に、産業、資源、漁業、科学、観光、海運を担当する閣僚から構成され、「政策」実施を監督する。同会議は、実施海域を選定し、その海域毎に政府及び非政府の主要利害関係者で構成される地域海洋計画運営委員会(Regional Marine Plan Steering Committees)を設置する。また非政府グループから成る海洋助言グループ(National Ocean Advisory Group)は、海洋閣僚会議に助言を与える。こうした体制全体の事務局となるのが、連邦政府環境遺産省に1999年12月に設置された海洋局(National Oceans Office)であり、地域海洋計画の発展及び政府横断的事項の調整を含む広範な任務を負う。

2000年4月14日、最初の計画地域として南東地域（South-east Region）が選定され、調査と議論の末、2003年7月18日に海洋閣僚会議議長が初の計画案を提出した（最終版は2004年3～4月頃公表予定）。2001年には北部地域（Northern Region）の計画立案も始まっている。

ところで2002年に「政策」の実施体制の見直しが行われ、その結果最初の南東地域計画案が出される直前の2003年6月に南東地域海洋計画運営委員会は解散し、代わりに海洋管理会議（Oceans Board of Management）と海洋政策科学助言グループ（Oceans Policy Science Advisory Group）が設けられた。現在の運営体制は図の通りである。

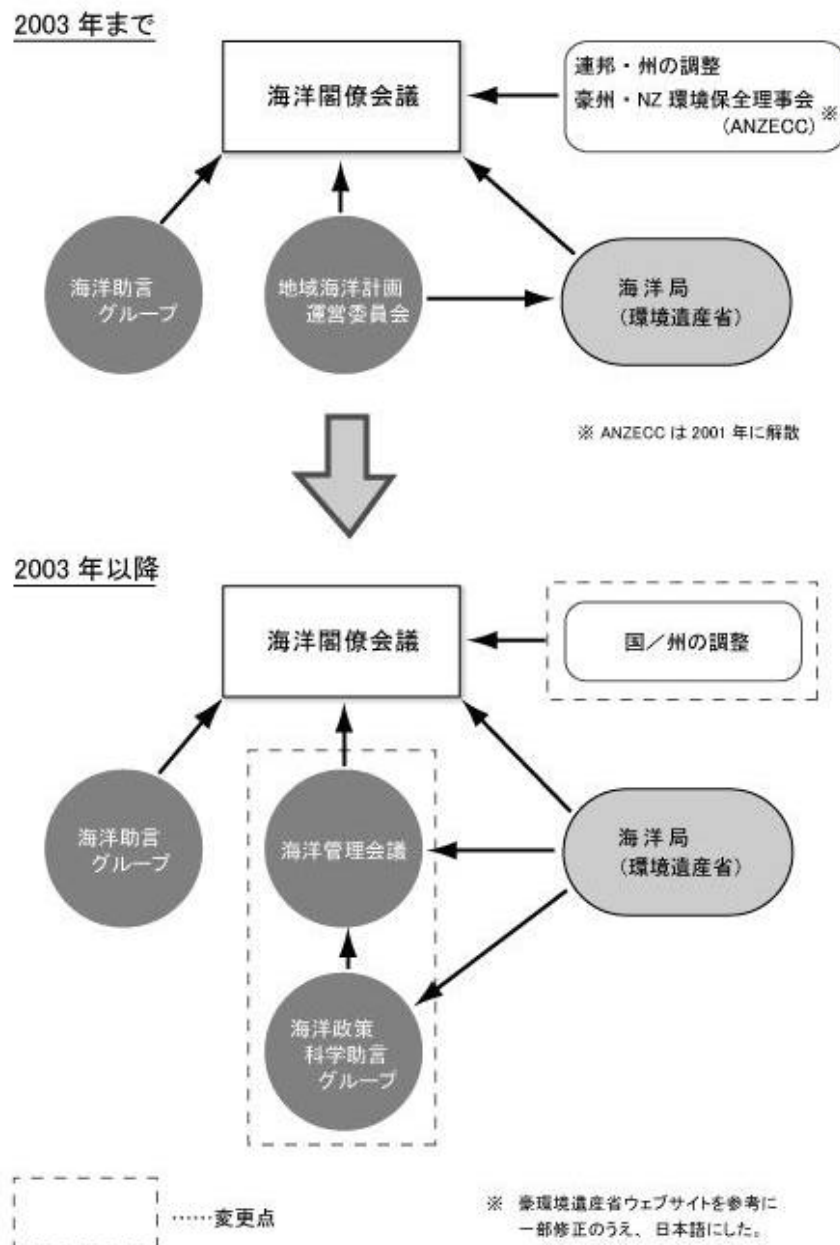


図 オーストラリア海洋政策の運用体制

(4) 韓国

韓国の海洋政策は、1987年当時の「科学技術部」によって国の海洋に関する戦略を示す「海洋開発基本法」が制定され、本格的な取り組みが始まった。

1995年には「国務総理室」を中心に UNCED の「アジェンダ 21」と「国連海洋法条約」採択などの国際的な動きの影響を受け、「21世紀に対応する新海洋政策指針」が策定され、海洋環境を念頭においた国家海洋政策の枠組が設けられた。1995～1996年には、「鎮海・馬山湾」を対象にして、最初の統合沿岸域管理パイロット研究が実施された。また、同年には「海洋開発基本法」に基づいた「海洋開発基本計画」が策定され、全般的な海洋政策の方向性が細部にわたって定められた。

しかし、1996年の「海洋水産部」発足は、韓国の海洋政策に大きな転換をもたらした。それまで、「科学技術部」「環境部」「建設交通部」「農林水産部」などによって分割管理されてきた海洋および沿岸域管理が、「建設交通部港湾庁」と「農林水産部水産庁」を中心として、各部の海洋担当部局が「海洋水産部」に統括されることになり、一貫性のある海洋政策の展開が可能になる制度的な枠組が構築されたのである。

「海洋水産部」の発足後、海洋および沿岸域管理の展開は大きく変化し、統合管理を沿岸域管理の基本理念とする「沿岸管理法」が1999年制定され、それによって「国家沿岸統合管理計画」が策定された。また、同年に「公有水面管理法」「公有水面埋立法」「海洋汚染防止法」も開発中心の法概念から持続的な利用・保全が強調される概念に大きく変化した。

そして、2000年には「OK21(OCEAN KOREA21)」という国家海洋・沿岸域戦略が策定され、今までの各分野別に行われてきた計画が一つにまとめられ、その一貫性が強化された。さらに、2002年にはこのOK21を法的に支えるため既存の「海洋開発基本法」を廃止し、新たに「海洋水産発展基本法」を制定して、統合沿岸域管理を含む海洋利用に対する基本的な法制度を備えた。また、「陸上起因汚染物質の海岸排出管理に関する法律案」が海洋水産部から発議され、2003年末現在、国会の審議を受けている。

なお、付属資料として韓国の「韓国沿岸管理法」「韓国沿岸管理法施行令」「韓国沿岸管理地域計画樹立指針」「韓国海洋水産発展基本法」を巻末に添付したので参照されたい。

(5) 中国

1964 年に発足した「国務院国家海洋局」(State Oceanic Administration)は、国家海洋政策である「COMAR 政策」(Coastal and Marine Policy)の中心的な役割を果たしている。

「国家海洋局」は、発足当時に海洋環境モニタリングと測量業務を担当したが、1988 年から統合海洋管理、海洋関連法制度整備、国家海洋開発プログラム策定、海洋利用区画設定、海上石油開発と関連した環境保全措置などの業務が加えられ、1993 年以後は、海域利用管理と海洋資源保全も担うことになった。さらに 1998 年には、「地質鉱山部」「国家土地管理局」「国家測量局」とともに、その所属を「国土資源部」に統合されており、海洋科学開発と環境関連基準設定、海洋総量汚染物質管理などの業務も加えられた。

1980 年から 1987 年の間には「国家沿岸域資源及び環境現況調査」が同局によって実施された。1982 年には「海洋環境保護法」が制定され、1986 年には「沿岸域管理法案」が提出されが、未だ全国人民代表大会から承認が得られていない状況にある。

1993 年には「国家海洋局」と「財務部」によって「暫定海域利用管理規則」が制定された。1996 年には、UNCED のアジェンダ 21 の継続措置の一環として策定された中国アジェンダ 21 の中で海洋関連部門の国家ビジョンとして「中国オーシャンアジェンダ 21」が策定された。

一方、福建省の「廈門市(アモイ)」は、1997 年、中国の市政府としては初めて「海域利用規則」を制定・施行した。その後、各地方政府の参加と管理経験を生かして、2001 年の統合沿岸域管理概念を基にした「海域使用管理法」が「第 9 期全国人民代表大会常務委員会第 24 次会議」で承認され、2002 年から施行されている。また、保留されている「沿岸域管理法」も継続して審議されている。

2002 年には海域使用管理法が公布・施行された。同法の目的は、国家海域の所有権と海域の利用者の正当な権利および利益を保護すること、海洋資源を枯渇させるような開発および利用を防止すること、海洋の生態学的環境を保護すること、海洋資源を科学的かつ合理的に利用すること、海洋経済の持続可能な発展を促進することである。なお、同法は海域の授権制度、海洋機能区域制度、海域有料利用制度の 3 つの基本的な制度を規定している。

付属資料として中国の「中国海域使用管理法」「中国海洋環境保護法」を巻末に添付したので参照されたい。

2 - 3 世界・東アジア地域の動き

(1) 海洋・沿岸・島嶼に関する世界フォーラム

「海洋・沿岸・島嶼に関する世界フォーラム」(以下、世界フォーラム)は、海洋・沿岸・島嶼に関する持続可能な開発問題に取り組むことを目的とする国際フォーラムである。このフォーラムは、2002年8月のヨハネスブルグ・サミット(持続可能な開発に関する世界サミット:WSSD)において非公式なWSSD調整グループにより設立され、政府、国際機関、NGOから個人の資格で参加した者から構成されている。

世界フォーラムは、海洋・沿岸・島嶼の問題を総じて取り組み、国際的・地域的政策および国内政策を改善するために、分野横断的な情報交換の場を提供することを目的とする。そのために、次の4つを主要な課題としている。

ヨハネスブルグ・サミットで採択された「実施計画」および「リオ原則」、「アジェンダ21」のコミットメントを実効的に実施する

持続可能な開発プランを実行に移すために、政府、NGO、国際機関、民間機関の自発的パートナーシップを確保する

様々な国際・地域フォーラムにおいて、海洋・沿岸・島嶼の問題に関する国際的な関心を高め、これらの問題に取り組むための資源を提供する

海洋・沿岸・島嶼に関する社会の認識を高め、これらに関する情報共有を促進する

世界フォーラムは、情報発信サービス、WSSD実施計画の支援(UNEP/GPAの支援等に基づく)、WSSDの成果を履行するための国際イベントへの参加(第3回世界水フォーラム、国連海洋法条約20周年記念会議など)などの活動を行ってきた。

2003年11月10日~14日には、UNESCO本部(パリ)にて国際会議「海洋、沿岸、島嶼に関する世界会議:2002年持続可能な開発に関する世界サミットにおけるコミットメントの実施に向けて」が、世界フォーラムの組織・運営により開催された。この世界会議の開催には、UNESCO-IOC、デラウエア大学、UNEP-GPA、NOAA、カナダ Dep. of Fisheries and Oceans、シップ・アンド・オーシャン財団、IOIなどの世界フォーラム関係者が協力した。

この会議には、48カ国223人参加が参加し、政府および国際機関・団体関係者、NGO、研究者など海洋問題に関与する多くの者が集まった。会議はWSSDのコミットメントの実施を促進することを目的として、WSSDのコミットメント実施の戦略と有用な経験の活用、国際的合意が達せられていない新しい海洋・沿岸・島嶼問題の討議、民間部門の参加動員と海洋・沿岸・島嶼問題への一般認識向上のための戦略構築が議論された。

会議は、2日間の事前会議と、3日間の本会議に分けられて個別かつ具体的な議論が行われた。事前会議では、統合沿岸域管理、国の海洋政策、大規模海洋生態系(LME)、海洋保護区、生物多様性および珊瑚礁、能力構築、情報公開・教育・一般の認識向上、分

野横断的局面、国連の首尾一貫性などについて、事例報告をベースに現状把握、問題抽出および今後の取組について討論が行われ、提言がまとめられた。本会議では、WSSD パートナーシップの実施に関する問題、地域レベルでの実施、小島嶼発展途上国の問題、NGO と財団の見解、分野横断的取組および海洋汚染、漁業、SIDS、生物多様性と海洋保護区など、目標達成のための開発援助、民間の見解、世界海洋基金の創設、パブリック・サポート、新たな海洋問題、の 10 テーマが議論された。

事前会議および本会議の上記のテーマに基づく提言は、会議最終日に報告された。その内容については、最終的に「共同議長総括報告書」としてとりまとめられる。報告書に続いて、閣僚宣言、特別講演、ワーキンググループの報告書が出版される予定である。

(世界フォーラム HP : http://www.globaloceans.org/wssd_outcomes.html)

(2) 東アジア海域環境管理パートナーシップ (PEMSEA)

東アジア海域環境管理パートナーシップ (PEMSEA: Regional Program on Building Partnerships in Environmental Management for the Seas of East Asia) は、地球環境ファシリテーター (GEF: Global Environmental Facility)、国連開発計画 (UNDP: United Nations Development Program)、国際海事機関 (IMO: International Maritime Organization) の支援を受けて、東アジアの海洋環境管理協力の構築を行う地域プログラムである。同プログラムは、1994 年にスタートして現在第 2 期目の終盤を迎えており、2002 年策定された WSSD 実施計画の地域的な実施促進を視野に入れた活動のまとめを行っている。

同プログラムには、日本からマラッカ海峡までの東アジア 12 ヶ国が参加し、参加国で統合沿岸管理の実施、地域海での越境環境問題に対する国際共同取組みを促進するとともに、参加国の統合沿岸・海洋政策の立案能力の強化及び国際条約の実施、持続可能な地域協力の強化促進を目指して活動している。活動のための正式メンバーは各国政府であるが、海洋環境の管理には、社会各方面の広汎な利害関係者の参加と協力が不可欠であることから、これら関係者とも連携した活動を展開している。

東アジア海域環境管理パートナーシップは、東アジア海域の持続可能な開発促進の一環として、2003 年 12 月 8 日から 12 日にマレーシアのプトラジャヤにおいて、「東アジア海洋会議 (The East Asian Seas Congress 2003)」を実施した。同会議は、「東アジア海洋持続可能な開発に関する閣僚級会合 (The Ministerial Forum on the Sustainable Development of the Seas of East Asia)」と「東アジア海洋持続可能な開発に関する国際会議：地域協力及びパートナーシップの新時代に向けて (The International Conference on the Sustainable Development of the Seas of East Asia: Towards a New Era of regional Collaboration and Partnerships)」の 2 つの主要会議および「統合沿岸管理地方政府地域ネットワークフォーラム (RNLG)」などのサイドイベントを行った。

東アジア海洋会議には 27 カ国、24 国際機関・団体が参加し、一般参加者を加えて 450 人を超える参加者があった。初日にはフィデル・V・ラモス元フィリピン大統領の基調講演など盛況のうちに始まり、そして最終日の閣僚級会合では「東アジア海域の持続可能なための地域協力のプトラジャヤ宣言」を公表し、「東アジア海域持続可能な開発戦略（SDS-SEA: Sustainable Development Strategy for the Seas of East Asia）」を採択した。SOF 海洋政策研究所は、東アジア海域環境管理パートナーシップ事務局とともに、東アジア海洋持続可能な開発に関する国際会議の「テーマ B 持続可能な開発達成のための具体的な部門横断的プロセスとアプローチ」を共同開催し、その中のワークショップでは寺島所長が議長を務めるなど中心的な運営を行った。

前述の東アジア海洋持続可能な開発に関する閣僚級会合で採択された「東アジア海域持続可能な開発戦略（SDS-SEA）」は、東アジアの沿岸・海洋に関する重大な懸案事項等に取り組むものであり、持続可能な開発のための WSSD の目標、統合的な海洋・沿岸管理アプローチの実行、海洋・沿岸管理の問題と欠陥を解決するための行動計画に関する地域、準地域、国、地方レベルの、また、政府間、行政組織間、部門間の協力基盤を提供するものである。

また、SDS-SEA は、海洋および沿岸域の資源について持続可能な方法によって開発・管理するための戦略的手法を提供する。さらに、SDS-SEA は、より効率的に国際条約を実施する統合的な手法を採択することにより、資源の利用、能力開発における相乗作用および連携を強化し、政府間、国際機関、援助機関、金融機関、民間部門、NGO、科学者、学識者、地域社会およびその他の市民社会の構成員を含むあらゆる関係者を結集させ、社会的責任を貫徹させるとともに、持続可能な開発プログラムに積極的に貢献させることを目的としている。

同文書の採択により東アジア各国は、東アジア海域における WSSD の実施をはじめとする持続可能な開発の取り組みに大きな一歩を踏み出した。また、WSSD 実施計画は、各国に持続可能な開発の国家戦略の早期策定と 2005 年までの実施を求めており、その中に海洋関係の戦略を盛り込んでいく必要がある。今回の閣僚級会合で SDS-SEA を採択したことは、その点でも重要な意味を持っている。

PEMSEA の第 2 期は 2005 年に終了予定であるが、各国は今回採択した SDS-SEA を基盤としてその活動継続することに前向きな反応を示している。また、プログラムを推進している GEF、UNDP、IMO もこれまでの PEMSEA 活動を高く評価しており、その支援を継続する意向と見られる。したがって、今後、東アジア各国が SDS-SEA の具体的実施に向けた協力を検討する中で、第 3 期の PEMSEA の活動のあり方を協議していくことになる。

3 まとめ

沿岸国の管轄海域を沖合に大幅に拡大した国連海洋法条約が発効してから 10 年の期間が過ぎようとしている。振り返ってみると、距岸 200 海里にも及ぶ海洋空間を管理することは容易なことではないので、この間に条約の発効によって各国による海洋管理がにわかに見えて進展したとは必ずしも言えない。実際に条約発効後の数年間は、条約の趣旨にしたがって海洋管理に真剣に取り組んでいる国と、条約によって構築された新海洋秩序の意味を十分に認識できずに対応を怠っている国との差は、あまり目立つものではなかった。しかし、時の経過とともに、彼我の取組みの累積の差が大きなものとなってきている。

アメリカ、オーストラリア、カナダなど世界でも有数の広大な排他的経済水域や大陸棚を有する国々が海洋政策を策定し、海洋の管理に熱心に取り組んでいるのは当然であるが、そのほかの国々にとっても海洋の開発利用と海洋環境の保護は重要な課題であり、熱心な取組みを進めている国は多い。アジアでも、わが国に隣接する韓国、中国は熱心に海洋の管理に取り組んでいる。

これに対して、日本は、四方を海に囲まれている海洋国であり、世界で 6 番目に広い排他的経済水域を有しているが、国連海洋法条約による新海洋秩序並びにリオ地球サミットが採択した「持続可能な開発」原則と行動計画アジェンダ 21 が持つ重要性を軽視しており、海洋の管理のための総合的な海洋政策の策定が進んでいないのは残念である。

さて、2004 年は、国連海洋法条約にとって新たな節目の年になることが予感される。先ず、国連海洋法条約には、条約発効から満 10 年を経過した後は条約改正に関する締約国の発議を認める条約改正手続きが定められている。したがって、その 10 年が経過する 2004 年には、これまでの実施経過を踏まえて条約の改正論議が始まる可能性がある。

また、アメリカは、世界最大の管轄海域を有する海洋先進国として国連海洋法会議の審議に熱心に参加していたが、国内事情により未だ国連海洋法条約に加盟していない。しかし、最近になってようやく加盟の機運が盛り上がり、上院外交委員会が国連海洋法条約加盟の決議をしたので、その加盟は近いものと思われる。さらに、アメリカは、現在、海洋政策審議会を設置して 30 年ぶりにその海洋政策の抜本的見直しを行っており、近くアメリカの新しい総合的海洋政策に関する報告書が大統領と議会に提出される見込みである。大統領は、報告を受けてから 90 日以内に、そこに盛り込まれた勧告を実施するため、「国家海洋政策」案を議会に付託することになっている。

世界の海洋政策をリードするアメリカが、新海洋政策を採択し、国連海洋法条約に加盟することになると、国際社会と各国の海洋管理の取組みが受ける影響はきわめて大きく、各国の海洋管理の取組みは加速されることが予想される。SOF 海洋政策研究所は、そのような事態の急展開をも念頭において引き続き各国の海洋政策を注視し、研究を進めることとする。

付 属 資 料

- 1 韓国沿岸管理法
- 2 韓国沿岸管理法施行令
- 3 韓国沿岸管理地域計画樹立指針
- 4 韓国海洋水産発展基本法
- 5 中国海域使用管理法
- 6 中国海洋環境保護法

(いずれも SOF 海洋政策研究所仮訳)

1 韩国沿岸管理法

韓国沿岸管理法

第1章

第1条 (目的)この法律は、沿岸の効率的な保全・利用及び開発に関して必要な事項を規定することによって沿岸環境を保全し、沿岸の持続可能な開発を追求して、沿岸を快適で豊かな暮らしの場として造成することを目的とする。

第2条 (定義)この法律で使われる用語の定義は次の通りである。

1. 「沿岸」とは、沿岸海域と沿岸陸域をいう。

2. 「沿岸海域」とは、次の各号の地域をいう。

海辺(満潮水位線から地籍公符に登録されている地域の間をいう)

満潮水位線から領海の外側限界までの海

3. 「沿岸陸域」とは、次の各号の地域をいう。

無人島嶼

沿岸海域の陸側境界線から500M(港湾法による指定港湾、漁港法による第1種漁港及び第3種漁港、或いは産業立地及び開発に関する法律による産業団地の場合には1000M)範囲内の陸地地域(河川法第2条第1項第2号の規定による河川区域を除外する)として、第5条の規定による沿岸統合管理計画で定める地域

4. 「沿岸整備事業」とは、沿岸で実施される次の各号の事業として、第17条第1項の規定による沿岸整備事業実施計画に従って実施される事業をいう。

津波、波浪、海水又は地盤の浸食などから海岸を保護し、被害を受けた海岸を整備する事業

沿岸海域の浄化、廃船の除去など沿岸海域を保全又は改善する事業

休息空間を造成するなど沿岸を快適に利用できるようにする事業

第3条 (沿岸管理の基本理念)沿岸は生態的・文化的・経済的価値が釣り合っ共有できるように総合的かつ未来指向的な観点から管理されるようにする。

第4条 (実態に関する調査)

海洋水産部長官は、沿岸の効率的な管理のため5年ごとに沿岸実態に関する基礎調査を実施しなければならない。

海洋水産部長官は、第1項の規定により実施した基礎調査結果、海岸線や生態系などの変化が著しいと認定される地域に対しては補完調査を実施しなければならない。

海洋水産部長官は、沿岸整備事業の実施のため、特別に必要があると認定される地域に対しては精密調査を実施しなければならない。

第1項ないし第3項の規定による調査の内容・方法及びその他の必要な事項は大統領令で定める。

第2章 沿岸の統合管理

第5条 (沿岸統合管理計画の策定)

海洋水産部長官は、沿岸を総合的に保全・利用・開発するため第22条の規定による中央沿岸管理審議会と環境政策基本法第36条の規定による環境保全委員会(以下、環境保全委員会という)の審議を経て沿岸統合管理計画(以下、統合計画という)を策定する。

海洋水産部長官は、統合計画を策定しようとする際には、あらかじめ広域市長・道知事(以下、市・道知事という)、市長・郡守・区長及び関係専門家の意見を聴いて、関係中央行政機関の長と協議しなければならない。

海洋水産部長官は、統合計画の策定のため関係行政機関に必要な資料の提出を要求することができる。この場合、要請を受けた関係機関の長は特別な理由がない場合にはこの要請に応じなければならない。

第6条 (統合計画の内容)

1. 統合計画は次の各号の事項を含まなければならない。

沿岸陸域の範囲

計画策定対象地域

沿岸管理に関する基本政策方向

沿岸環境の保全、沿岸の持続可能な開発など沿岸の望ましい保全・利用及び開発に関する事項

他の法令による認・許可など沿岸での行為制限又は支援に関する事項

関係行政機関の間に沿岸の保全・利用及び開発に関する政策などがかち合う際、その調整に関する事項

沿岸整備事業の基本方向

その他の海洋水産部長官により必要があると認められる事項

2. 第1項第1号及び第2号の規定による沿岸陸域の範囲及び計画策定対象地域を決定する際には、次の各号の事項を考慮しなければならない。

行政区域及び地形

他の法令による用途地域などの区分及び土地利用などに関する計画
河川の水系、潮流及び海底地形の特性
沿岸の生態系など自然環境保全に関する事項
水産業・鉱業・観光産業など海域の利用現況
陸上で発生する汚染源の拡散範囲
社会・経済的活動の関連性

第7条 (統合計画の告示)

海洋水産部長官は、統合計画を策定した際には、遅滞なく官報告示して、関係中央行政機関の長及び市・道知事へ通報しなければならない。

第1項の規定による通報を受けた市・道知事は、遅滞なく市長・郡守・区長により各管轄区域の統合計画を一般人が閲覧できるようにさせなければならない。

第1項及び第2項の規定による公示・通報及び閲覧に関する必要な事項は大統領令で定める。

第8条 (沿岸管理地域計画の策定など)

1. 市長・郡守・区長は、管轄沿岸の効率的な保全・利用及び開発のため必要があると認定する地域に対して、統合計画の範囲内で沿岸管理地域計画の策定ができる。
2. 市・道知事は管轄沿岸の効率的な保全・利用及び開発のため必要があると認定する地域の中で、第9条第1項の規定により沿岸管理地域計画が告示されていない地域に対して、統合計画の範囲内で2つ以上の市・郡・区にまたがる沿岸管理地域計画の策定ができる。但し、海洋水産部長官は、市・道知事による2つ以上の市・郡・区に対する沿岸管理地域計画の策定が困難であると認められる場合は、第5条の規定による統合計画策定手続きによって当該沿岸管理地域計画を直接策定することができる。
3. 第1項及び第2項の規定により沿岸管理地域計画(以下、地域計画という)を策定する際には、次の各号の事項を含まなければならない。

管轄沿岸の管理に関する政策方向

統合計画の実施に関して必要な事項

管轄沿岸の沿岸整備事業の方向

その他、市・道知事又は市長・郡守・区長により必要があると認められる事項

4. 市・道知事又は市長・郡守・区長は、地域計画を策定しようとする際には、あらかじめ大統領令で定めるところに従って公聴会を開催し地域住民及び関係専門家の意見を聴いて、関係行政機関の長と協議した後、第23条の規定により地域沿岸管理審議会の審議を経て海洋水産部長官の承認を得なければならない。

5. 海洋水産部長官は、第 4 項の規定により承認する場合には、第 22 条の規定による中央沿岸管理審議会の審議を経らなければならない

第 9 条 (地域計画の告示)

市長・郡守・区長は、第 8 条第 4 項の規定により地域計画を策定した際には、遅滞なく公報告示し、関係行政機関の長に通報して一般人が閲覧できるようにしなければならない。

市・道知事は、第 8 条第 4 項の規定により地域計画を策定した際には、遅滞なく公報告示し、関係行政機関の長及び市長・郡守・区長へ通報しなければならない。

第 2 項の規定により通報を受けた市長・郡守・区長は、遅滞なく一般人が閲覧できるようにしなければならない。

海洋水産部長官は予算の範囲内で地域計画の策定・実施に必要な費用を補助することができる。

第 10 条 (統合計画などの変更)

海洋水産部長官、市・道知事又は市長・郡守・区長は、統合計画或いは地域計画を変更する必要があると認定しようが、関係行政機関の長からの変更要請があった場合に計画を変更することができる。

第 1 項の規定による統合計画の変更の際には、第 5 条及び第 7 条の規定をそれぞれ準用する。ただし、大統領令で定める軽微な事項を変更する場合には第 7 条の規定に限って準用する。

第 1 項の規定により地域計画の変更の場合には、第 8 条第 4 項・第 5 項及び第 9 条の規定をこれをそれぞれ準用する。但し、大統領令で定める軽微な事項を変更する場合には第 9 条の規定に限って準用する。

第 11 条 (他の計画などとの関係)

海洋水産部長官、市・道知事又は市長・郡守・区長は、統合計画或いは地域計画の策定・変更において、他の法令の規定により計画が策定されているが、または用途地域などが指定されている沿岸陸域(環境保全関連計画が策定されているか用途地域などが指定されている地域においては沿岸海域を包含する)に対しては当該計画或いは用途地域などの範囲内で計画を策定・変更しなければならない。但し、沿岸環境を保全して沿岸の持続可能な開発のために必要な場合には、他の法令の規定により策定された計画や指定された用途地域などの変更を要請することができる。

関係行政機関の長は、他の法令の規定により沿岸陸域(環境保全関連計画の策定又

は用途地域などの指定対象になる地域においては沿岸海域を包含する)に対する計画を策定・変更しようが、または用途地域などを指定・変更・解除した場合、統合計画或いは地域計画と関連事項がある際には、遅滞なくその内容を海洋水産部長官、市・道知事又は市長・郡守・区長に通報しなければならない。

海洋水産部長官、市・道知事又は市長・郡守・区長は、第 2 項の規定により通報を受けた際には、遅滞なくその通報内容に合わせて統合計画或いは地域計画を変更し、官報又は公報告示しなければならない。

第 12 条 (統合計画などの遵守) 関係行政機関の長は、沿岸で沿岸の保全・利用及び開発に関する行為をしようとする際には、統合計画及び地域計画と適合しなければならない。

第 3 章 沿岸整備事業

第 13 条 (沿岸整備計画の策定)

1. 海洋水産部長官は、効率的に沿岸整備事業を実施するため、10 年単位で沿岸整備計画(以下、整備計画という)を策定する。この場合、次の各号の法律が適用される沿岸に対しては、関係行政機関の長の要求がある場合に限って計画を策定する。

都市計画法

産業立地及び開発に関する法律

流通団地開発促進法

自然環境保護法

自然公園法

獨島など島嶼地域の生態系保全に関する特別法

湖沼水質管理法

水道法

2. 海洋水産部長官は、整備計画を策定する場合には、あらかじめ市・道知事の意見を聴いて関係中央行政機関の長と協議した後、第 22 条の規定により中央沿岸管理審議会の審議を経なければならない。
3. 海洋水産部長官は、整備計画を策定した場合には、遅滞なく官報告示しなければならない。

第 14 条 (整備計画の内容) 整備計画では、次の事項が包含されなければならない。

沿岸整備事業の基本方向

沿岸整備事業の中・長期計画

沿岸整備事業の年度別内容と推進計画

その他、海洋水産部長官により必要があると認められる事項

第 15 条 (整備計画の変更)

海洋水産部長官は、沿岸状態の変動などにより整備計画を変更する必要があると認める場合には、計画を変更することができる。

第 1 項の規定により整備計画を変更する場合には第 13 条第 2 項及び第 3 項の規定をそれぞれ準用する。但し、大統領令が定める軽微な事項を変更する場合には、第 13 条第 3 項の規定に限って準用する。

第 16 条 (沿岸整備事業の実施者)

1. 港湾法による指定港湾区域内の沿岸に対する沿岸整備事業は、海洋水産部長官が実施する。但し、海洋水産部令で定める沿岸整備事業の場合には、市・道知事又は市長・郡守・区長が実施することができる。

2. 港湾法による指定港湾区域外の沿岸に対する沿岸整備事業は、海洋水産部令で定めるところによって市・道知事又は市長・郡守・区長が実施する。但し、次の各号の一に該当する沿岸整備事業の場合には、海洋水産部長官が実施することができる。

大統領令で定める一定規模以上の事業

高度の技術を必要とする事業

2 つ以上の広域市・道(以下、市・道という)にまたがって実施する必要がある事業

その他、公共の利害に及ぼす影響が大きい事業

3. 海洋水産部長官は、第 2 項の但し書の規定により沿岸整備事業を実施しようとする場合には、あらかじめ市・道知事又は市長・郡守・区長の意見を聴かなければならない。

4. 海洋水産部長官、市・道知事又は市長・郡守・区長に該当しない者は、次の各号の区分により海洋水産部令で定めるところに従って海洋水産部長官、市・道知事又は市長・郡守・区長の指定を受けて、当該沿岸での沿岸整備事業を実施することができる。

港湾法による指定港湾区域内の沿岸：海洋水産部長官

第 1 号外の沿岸：第 2 項本文の規定により沿岸整備事業の実施者である市・道知事又は市長・郡守・区長

第 17 条 (沿岸整備事業実施計画の策定など)

第 16 条の規定により沿岸整備事業の実施者(以下、沿岸整備事業実施者という)が沿岸整備事業を実施しようとする場合には、整備計画の範囲内で大統領令が定めると

ころによって沿岸整備事業実施計画(以下、整備実施計画という)を策定しなければならない。

海洋水産部長官以外の沿岸整備事業実施者が整備実施計画を策定しようとする場合には、海洋水産部長官の承認を得なければならない。これを変更しようとする場合にも同様とする。

海洋水産部長官は、直接整備実施計画を策定しようが、第 2 項の規定により整備実施計画を承認しようとする際には、あらかじめ関係行政機関の長と協議しなければならない。海洋水産部長官が直接策定した整備実施計画を変更しようとする際にも同様とする。

海洋水産部長官は、直接整備実施計画を策定或いは変更したが、または第 2 項の規定により整備実施計画を承認した際には、遅滞なく官報告示し、関係行政機関の長に通報しなければならない。

第 18 条 (認・許可などの擬制)

1. 海洋水産部長官が第 17 条第 4 項の規定により整備実施計画を告示した際には、次の各号の許可・認可・決定・免許・協議・同意・承認・申告又は解除など(以下この条では認・許可などという)が履行されたこととし、次の各号の関係法律による認・許可などの告示又は公告があったものとみなす。

消防法第 8 条の規定による建築許可などの同意、同法第 16 条第 1 項の規定による製造所などの設置許可及び同法第 62 条第 1 項の規定による消防施設施工の申告

農業村整備法第 20 条の規定による農業基盤施設の目的外使用承認

農地法第 36 条の規定による農地の転用許可

砂防事業法第 14 条の規定による砂防地内での伐採などの許可及び同法第 20 条の規定による砂防地の指定解除

山林法第 18 条の規定による保全林地の転用許可、同法第 57 条の規定による保安林の指定解除、同法第 62 条及び第 90 条の規定による伐採などの許可又は申告

鳥獣保護及び狩猟に関する法律第 4 条第 8 項の規定による鳥獣保護区設定の解除

草地法第 21 条の 2 の規定による土地の形質変更などの許可及び同法第 23 条の規定による草地の転用許可・申告又は協議

水産業法第 69 条の規定による保護水面内での工事实施の承認

電気事業法第 32 条の規定による自家用電気設備工事計画の認可又は申告

都市計画法第 4 条の規定による土地の形質変更などの許可、同法第 23 条の規定による都市計画事業実施者の指定及び同法第 25 条の規定による都市計画事業実施計画の認可

- 下水道法第 20 条の規定による施設又は工作物の設置許可
 - 道路法第 8 条の規定による道路管理庁との協議又は承認、同法第 34 条の規定による道路工事实施などの許可、同法第 40 条の規定による道路の占用許可
 - 私道法第 4 条の規定による私道の開設などの許可
 - 公有水面管理法第 5 条の規定による公有水面の占用及び使用許可
 - 公有水面埋立法第 9 条の規定による埋立免許、同法第 15 条の規定による実施計画の認可及び同法第 38 条第 1 項の規定による協議又は承認
 - 小河川整備法第 10 条の規定による小河川工事の実施許可
 - 骨材採取法第 22 条の規定による骨材採取の許可
 - 埋葬及び墓地などに関する法律第 16 条の規定による無縁墳墓の改葬許可
2. 海洋水産部長官は、直接整備実施計画を策定又は変更しようが、または第 17 条第 2 項の規定により整備実施計画を承認しようとする場合、当該整備実施計画に第 1 項各号の事項が包含されている場合には、あらかじめ関係行政機関の長と協議しなければならない。

第 19 条 (土地などの収用・使用)

沿岸整備事業実施者は、沿岸整備事業の実施のため必要な場合には土地収用法第 2 条の規定による土地・物件又は権利を収用又は使用することができる。

第 1 項の規定による土地・物件又は権利を収用・使用する際に関しては、この法律で規定されること以外は土地収用法を準用する。

第 17 条第 4 項の規定による告示があった場合には、土地収用法第 14 条及び同法第 16 条の規定による事業認定及び事業認定の告示があったことと認め、裁決の申請は土地収用法第 17 条及び同法第 25 条第 2 項の規定に関わらず事業期間内で行うことができる。

第 20 条 (費用の負担)

沿岸整備事業の実施に所要される経費は沿岸整備事業実施者が負担する。

政府は、予算の範囲内で第 1 項の規定による市・道知事又は市長・郡守・区長が負担する費用の全部或いは一部を補助、融資することができる。

第 21 条 (原因者負担)

海洋水産部長官、市・道知事又は市長・郡守・区長は、沿岸整備事業で定めてない工事又は行為によって沿岸整備事業が必要になった場合には、大統領令が定めることに従って当該沿岸整備事業に所要する費用の全部或いは一部を原因を提供した工事の実

施者又は行為者に負担させることができる。

第1項の規定により費用を負担する者が海洋水産部令で定める期間内にその費用を納めない場合には、国税又は地方税滞納処分の例によりこれを徴収する。

第4章 沿岸管理審議会

第22条（中央沿岸管理審議会）

1. 沿岸管理に関する次の各号の事項を審議するために海洋水産部長官所属下に中央沿岸管理審議会を置く。

統合計画及び地域計画の策定・変更に関する事項

整備計画の策定・変更に関する事項

その他、海洋水産部長官により必要があると認められる事項

2. 中央沿岸管理審議会の審議を経た統合計画は環境保全委員会の構成・運営などに関する法令に関わらず海洋水産部長官が環境保全委員会に審議を要請する。
3. 中央沿岸管理審議会の構成及び運営などに関する必要な事項は大統領令で定める。

第23条（地域沿岸管理審議会）

地域計画の策定・変更、その他の管轄沿岸管理に関する重要事項を審議するため市・道知事所属下に地域沿岸管理審議会を置く。

地域沿岸管理審議会の機能、構成及び運営に関して必要な事項は当該市・道の条例で定める。

第5章 補則

第24条（名誉沿岸管理人）

海洋水産部長官、市・道知事又は市長・郡守・区長は、沿岸の効率的な管理のため必要があると認められる場合、名誉沿岸管理人を委嘱することができる。

第1項の規定による名誉沿岸管理人の資格、委嘱方法及び職務範囲などに関する必要な事項は大統領令で定める。

第25条（沿岸の定期的な点検）

海洋水産部長官は、所属公務員をして統合計画又は地域計画の実施現況を定期的に点検させなければならない。

第1項の規定による点検の内容・方法、その他必要な事項は大統領令で定める。

海洋水産部長官は第 1 項の規定による点検の結果、是正措置が特に必要だと認定する場合、関係行政機関の長にこれを是正することを要請できる。この場合、関係行政機関の長は特別な事由がない限りこれに応じなければならないし、その措置計画及び措置結果を海洋水産部長官に通報しなければならない。

第 26 条 (土地などでの立ち入りなど)

沿岸整備事業実施者と第 4 条の規定による調査及び第 25 条の規定による点検を実施する公務員は、沿岸整備事業又は沿岸の調査などのために必要な場合には、他人が占有している土地や沿岸海域(以下この条では土地などとする)に立ち入り或いは他人の土地を材料積置場或いは臨時道路として一時使用でき、特に必要な場合には竹木・土石、その他の障害物を変更・除去できる。

第 1 項の規定により他人の占有している土地などに立ち入りしようとする際には、立ち入り予定日の 5 日前までその占有者の方にその日時と場所を通知しなければならない。但し、その占有者を確知することができない、又はその他のやむを得ない事由があった場合にはこの限りでない。

日出前・日没後には土地などの占有者の承諾なしに宅地又は塀・垣などで囲まれた他人の土地などには立ち入りできない。

沿岸整備事業実施者又は調査などを実施する公務員は、第 1 項の規定により他人の土地を材料積置場或いは臨時道路として一時使用、或いは竹木・土石、その他障害物を変更・除去する場合には、土地又は障害物の所有者・占有者又は管理人の同意を得なければならない。但し、土地又は障害物の所有者・占有者又は管理人を確知することができない、その他のやむを得ない事由があった場合にはこの限りでない。

第 1 項の規定による行為をしようとする者は、海洋水産部令で定めることに従ってその身分を表す証書を関係人に提示しなければならない。

第 27 条 (損失補償)

沿岸整備事業実施者は、第 26 条第 1 項の規定による行為によって損失を受ける者が生ずる場合には、この損失を補償しなければならない。

第 1 項の規定による損失補償に関しては、沿岸整備事業実施者と損失を受けた者が協議しなければならない。

第 2 項の規定による協議が成立できない場合、又は協議ができない場合には大統領令で定めることに従って管轄土地収用委員会の裁決申請ができる。

第 28 条 (権限の委任・委託)

この法律による海洋水産部の権限は、大統領令で定めることによってその一部をその所属機関又は市・道知事に委任しようが、または関係行政機関の長に委託することができる。

海洋水産部長官は、第 25 条の規定による定期的な点検に関する業務の全部又は一部を、大統領令で定める海洋資源の保全及び利用などに関する調査・研究などを目的として設立された関係専門機関に委託することができる。

第 29 条 (過怠料)

正当な理由なしに第 26 条第 1 項の規定による立ち入り、一時使用及び障害物の変更・除去を妨害或いは拒否する者は 300 万ウォン以下の過怠料に処する。

第 1 項の規定による過怠料は、大統領令で定めることによって海洋水産部長官、市・道知事又は市長・郡守・区長(以下、賦課権者という)が賦課・徴収する。

第 2 項の規定による過怠料処分に不服する者は、その処分の告知を受けた日から 30 日以内で賦課権者に異議を提起することができる。

第 2 項の規定による過怠料処分を受けた者が第 3 項の規定により異議を提起した場合、賦課権者は遅滞なく管轄法院にその事実を通報し、その通報を受けた管轄法院は非訟事件節次法による過怠料の裁判を行う。

第 3 項の規定による期間内に異議を提起しなくて過怠料を納付しない場合には、国税又は地方税滞納処分の例によって徴収する。

附則

この法律は公布後 6 ヶ月が経過した日から実施する。

2 韩国沿岸管理法施行令

韓国沿岸管理法施行令

第1条（目的）この施行令は、沿岸管理法から委任された事項とこの施行に関して必要な事項を規定することを目的とする。

第2条（実態調査の内容等）

1. 沿岸管理法（以下「法」という）第4条第1項の規定による基礎調査の内容は、次の各号のようである。

海岸線・地形・水深・気温・潮水・水温・堆積物・生態系など自然環境の実態
人口・雇用・地域経済など社会・経済の実態
港湾・水産・観光資源・鉱物資源及び干拓・埋立など資源利用の実態
沿岸水質汚染・海洋堆積物汚染など海洋環境汚染の実態
災害防止施設・整備必要施設など沿岸災害防止施設の実態
その他海洋水産部令が定まる事項

2. 法第4条第2項の規定による補完調査の内容は、次の各号のようである。

海岸線・生態系などの変化発生原因・変化程度及び変化様相
海岸線・生態系などの変化が沿岸に及ぼす影響
その他海洋水産部令が定める事項

3. 法第4条第3項の規定による精密調査の内容は、次の各号のようである。

第1項第1号・第3号及び第5号に該当する事項
沿岸整備事業が沿岸環境に及ぼす影響
その他海洋水産部令が定める事項

4. 第1項ないし第3項の規定による調査は、沿岸測量・試料採取等を通じた現地調査、航空機・人工衛星等を利用した遠隔探査又は、聴聞・資料・文献などによる間接調査方法に伴う。

5. 海洋水産部長官は、第4項の規定により調査を行う場合、関係行政機関の長に調査関連資料の閲覧や管轄区域内の出入等に関する協調を要請することができる。この場合、関係行政機関の長は特別な事由がない限りこれに応じなければならない。

第3条（沿岸統合管理計画の告示等）

1. 法第7条第1項の規定による沿岸統合管理計画（以下「統合計画」という）の告示には、法第6条第1項各号の事項が包含しなければならない。

2. 海洋水産部長官は、法第7条第1項の規定により統合計画を関係中央行政機関の長

及び広域市長・道知事（以下「市・道知事」という）に通報するとき、関係中央行政機関の長には統合計画の全体内容を、市・道知事には統合計画の中、当該市・道知事の管轄区域に該当する部分をそれぞれ通報する。

3. 市長・郡長・区長（自治区の区長をいう。以下等しい。）は、法第7条第2項の規定により統合計画を一般人が閲覧できるように20日以上期間を定め、これを実施しなければならない。

第4条（沿岸管理地域計画の告示等）

1. 法第9条第1項及び同条第2項の規定による沿岸管理地域計画（以下「地域計画」という）の告示には、法第8条第3項各号の事項が包含しなければならない。
2. 第3条第3項の規定は、法第9条第1項及び同条第3項の規定による地域計画の閲覧に応じて、これを準用する。

第5条（統合計画等の軽微な事項の変更）法第10条第2項但し書き及び同条第3項但し書きで「大統領令で定める軽微な事項」と言うのは、それぞれ地形変更を反映するための事項をいう。

第6条（沿岸整備計画の通報）海洋水産部長官は、法第13条第3項の規定により沿岸整備計画を告示する際には、遅滞なく当該沿岸整備計画を関係中央行政機関の長及び市・道知事に通報しなければならない。この通報を受けた市・道知事は、遅滞なくこれを市長・郡長・区長に通報しなければならない。

第7条（沿岸整備計画の軽微な事項の変更）法第15条第2項但し書きで「大統領令で定める軽微な事項を変更する場合」というのは、次の各号1に該当する場合をいう。

沿岸整備計画の総面積又は総工事費の100分の10未満の変更
2年未満の事業期間の変更

第8条（大規模の沿岸整備事業）法第16条第2項第1号で「大統領令で定める一定な規模以上の事業」というのは、総工事費が10億円以上である事業をいう。

第9条（沿岸整備事業実施計画の内容）法第17条第1項の規定による沿岸整備事業実施計画には、次の各号の事項が含まなければならない。

事業の目的及び名称

事業の種類

事業の内容
事業施行場所・規模及び方法
事業の着手及び竣工予定日

第 10 条（原因者負担）

1. 海洋水産部長官、市・道知事又は市長・郡長・区長は、法第 21 条第 1 項の規定により沿岸整備事業の原因を提供した者に、当該事業に所要される費用（以下「負担金」という）を負担しようとする場合には、負担金算定に関する根拠書類を添付し、書面で通知しなければならない。
2. 海洋水産部長官、市・道知事又は市長・郡長・区長は、負担金の算定基準及び納付方法等について、これを負担する者とあらかじめ協議しなければならない。この場合、協議が成り立たない際は、海洋水産部長官、市・道知事又は市長・郡長・区長が、それぞれこの負担金を決めるが、次の各号の基準により算定した工事費・調査費・設計費及び補償金を合算した金額にする。

工事費：国家を当事者にする契約に関する法律施行令第 9 条の規定による、材料費・労務費・経費・一般管理費及び利潤の合計額をいう。

調査費：当該事業の施行のための測量費、その他調査費として純工事費に含まれていない費用をいい、エンジニアリング技術振興法第 10 条の規定によるエンジニアリング事業代価の基準に従う。

設計費：当該事業の設計のための費用を言い、エンジニアリング振興法第 10 条の規定によるエンジニアリング代価の基準に従う。

補償費：当該事業のために支給される土地購入費と土地価額に含まれていない建物・立木に対する権利及び営業権等、土地所有権以外の権利に対する補償費と移住対策費の合計額をいう。

第 11 条（中央沿岸管理審議会の構成・運営）

1. 法第 22 条の規定による中央沿岸管理審議会（以下「審議会」という）は、委員長 1 人を含む 20 人以内の委員にして構成する。
2. 審議会の委員長は、海洋水産部次官が担い、委員は財政経済部・国防部・行政自治部・文化観光部・農林部・産業資源部・環境部・建設交通部・海洋水産部の 3 級以上公務員の中で、所属期間の長が推薦する者各 1 人と、沿岸管理等に関する学識と経験が豊富な者の中で海洋水産部長官が委嘱する者となる。
3. 審議会の委員の中で、公務員ではない委員の任期は 2 年にし、再任することができる。

4. 審議会の委員長は、審議会を代表し、この業務を統轄する。
5. 審議会の委員長がやむを得ざる事由で、この職務を遂行することができないときは、委員長が指名した委員がこの職務を代行する。

第 12 条（会議の招集及び議決定足数）

1. 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がこの議長になる。
2. 審議会の会議は、在籍委員の過半数の出席で介意し、出席委員の過半数の賛成で議決する。

第 13 条（幹事）審議会に幹事 1 人を置き、海洋水産部所属の公務員の中で委員長が任命する。

第 14 条（手当等）審議会の委員の中で公務員ではない委員には、予算の範囲内で手当又は旅費を支給することができる。

第 15 条（運営細則）この令に規定されたこと以外に、審議会の運営について必要な事項は審議会の議決にかけて審議会の委員長が決める。

第 16 条（名誉沿岸管理人の資格等）

1. 海洋水産部長官、市・道知事又は市長・郡長・区長は、法第 24 条の規定により名誉沿岸管理人を委嘱するときには、次の各号の 1 に該当する者の中で、これを委嘱しなければならない。

沿岸管理のための活動をする団体に従事し、かつ、団体に 1 年以上従事した経歴がある者

沿岸管理に関する学識と経験が豊富な者

環境管理に関する学識と経験が豊富な者

2. 海洋水産部長官、市・道知事又は市長・郡長・区長は名誉沿岸管理人になろうとするものの申請より、名誉沿岸管理人を委嘱し、海洋水産部長官は市・道知事を推薦する者を、市・道知事は市長・郡長・区長が推薦する者を各々優先的に委嘱することができる。

3. 名誉沿岸管理人の職務範囲は、次の各号のようである。

沿岸環境の保全・改善のための制度及び広報

沿岸環境の毀損防止に関する指導及び運営に関する建議

4. 名誉沿岸管理人の任期は 2 年にし、再任することができる。

5. 海洋水産部長官、市・道知事又は市長・郡長・区長は名誉沿岸管理人の活動を支援し、予算の範囲内で活動費等を支給することができる。
6. 海洋水産部長官、市・道知事又は市長・郡長・区長は名誉沿岸管理人を委嘱するとき、海洋水産部令が定めることより名誉沿岸管理人証を交付する。

第 17 条（周期的点検の内容等）

1. 法第 25 条第 2 項の規定による統合計画・地域計画施行現況の周期的点検には、次の各号の事項が包含されなければならない。
 - 沿岸の利用・開発に関する事項
 - 沿岸整備事業の施行状況
 - 他の法令による認・許可等、沿岸での行為制限又は、支援などに関する事項
 - 沿岸の汚染実態
 - 海岸線・海底地形・海洋施設物等の変動状況及び潮水・潮流などの変化状態
 - その他、沿岸管理のため海洋水産部長官が必要であると認めた事項
2. 第 2 条第 4 項及び同条第 5 項の規定は第 1 項の規定に在る点検に関して、各々これを準用する。この場合、「調査」は「点検」とみなす。

第 18 条（裁決申請）法第 27 条第 3 項の規定により損失補償に関する裁決を申請しようとするものは、次の各号の事項を記載した裁決申請書を管轄土地収用委員会に提出しなければならない。

- 裁決申請人及びこの相手の氏名・住所
- 損失発生の内容
- 協議過程で裁決申請人が提示又は要求した損失補償額と、この相手が提示又は要求した損失補償額
- 協議の経緯
- その他裁決に参考になる事項

第 19 条（権限の委任・委託）

1. 海洋水産部長官は、法第 28 条第 1 項の規定により、次の各号の権限を地方海洋水産庁長に委任する。
 - 法第 16 条第 1 項本文、同条第 2 項但し書き及び同条第 3 項の規定による沿岸整備事業の施行及び意見聴取
 - 法第 16 条第 4 項第 1 号の規定による沿岸整備事業施行者の指定
 - 法第 17 条第 1 項・第 3 項及び同条第 4 項の規定による沿岸整備事業実施計画の

樹立及び当該計画の樹立・変更による協議・告示及び通報

法第17条第2項ないし第4項の規定による沿岸整備事業実施計画の樹立・変更に関する承認及び当該計画の承認による協議・告示及び通告（法第16条第4項第1号の規定により海洋水産部長官の指定を受ける者が施行する沿岸整備事業の中、石積みなど既存施設を改・補修する事業、ゴミ又は、廃船を除去する事業、海岸コンビニ・休憩用椅子の設置など技術的な検討が必要ではない事業の場合に限る）

法第19条の規定による土地などの収用・使用

法第21条の規定による負担金の賦課及び徴収

法第24条の規定による名誉沿岸管理人の委嘱

法第26条の規定による土地等への出入、土地の一時使用及び障害物の変更・除去

法第27条の規定による損失補償

法第29条の規定による過料の賦課及び徴収

第17条第1項第1号ないし第4項及び同項第6号の規定による沿岸の周期的点検（港湾法による指定港湾の中、貿易港の港湾区域に限る）

2. 海洋水産部長官は、法第28条第1項の規定により第17条第1項第5号の規定による海岸線・海底地形・海洋施設物等の変動状況及び潮水・潮流等の変化状態点検に関する権限を国立海洋調査院長に委任する。

3. 海洋水産部長官は、法第28条第1項の規定により、次の各号の権限を市・道知事に委任する。

第17条第1項第4号の規定による沿岸の汚染実態点検（港湾法による指定港湾の中、貿易港の港湾区域を除く）

法第17条第2項ないし第4項の規定による沿岸整備事業実施計画の樹立・変更に関する承認及び当該計画の承認による協議・告示及び通補（法第16条第1項但し書き及び同条第2項本文の規定による沿岸整備事業及び同条第4項第2号の規定により市・道知事又は市長・郡長・区長の指定を受ける者が施行する沿岸整備事業の中、石積みなど既存施設を改・補修する事業、ゴミ又は廃船を除去する事業、海岸コンビニ・休憩用椅子の設置など技術的な検討が必要ではない事業の場合に限る）

第20条（過料の賦課・徴収）

1. 法第29条第2項の規定により過料を賦課するときには、当該違反行為を調査・確認した後、違反事実・過料金額等を書面で明示し、これを納付することを過料処分対象者に通知しなければならない。

2. 海洋水産部長官、市・道知事又は市長・郡長・区長（以下「賦課権者」という）は、

第1項の規定により過料を賦課しようとする際には、10日以上の期間を決め、過料処分対象者に口述又は書面による意見陳述の機会を与えなければならない。この場合、指定された期日まで意見陳述がないときには、意見がないこととみなす。

3. 賦課権者は、過料の金額を定めるとき、当該違反行為の動機とこの結果などを考慮しなければならない。
4. 過料の徴収手続は、海洋水産部令で定める。

付則

この令は、1999年8月9日から施行する。

3 韓国沿岸管理地域計画樹立指針

韓国沿岸管理地域計画樹立指針

第1章 総則

第1条（目的及び意義）

1. この指針、は沿岸管理法（以下「法」という）第8条の規定により、沿岸管理地域計画（以下「地域計画」という）の樹立、地域計画の内容等に関する事項を提示し、地域計画の樹立による沿岸の合理的保存・利用及び開発を図ることである。
2. 地域計画とかかわる法令、沿岸統合管理計画（以下「統合計画」という）及び指針で定めていない事項については、市・道又は市・郡・区の地域与件により別途の指針を設け、運営することができる。

第2条（地域計画の性格）

1. 地域計画は管轄沿岸の効率的な保全・利用及び開発のため、圏域別沿岸の特性により統合計画が定めている沿岸管理の基本目的と政策方向を実現するために具体的な実践方向を定める計画である。
2. 地域計画は、自治団体が管轄沿岸区域の全体、又は一定地域を対象として樹立し、統合計画の趣旨を反映し、地域別沿岸管理の基本目標と政策方向を定め、これに関する具体的な実践方向を定める計画である。
3. 地域計画は、地域住民、理解関係者及び専門家の意見収斂、関係機関の協議、地方及び中央沿岸管理審議会の審議等、幅広い意見収斂の手続をふみ、合議により樹立される計画である。

第3条（地域計画の遵守）関係行政機関の長が沿岸の個別法令から定めた各種沿岸の保全・利用及び開発に関する行為をしようとする場合は、沿岸管理法第12条により地域計画に適してしなければならない。

第4条（地域計画と他計画との関係）

1. 沿岸において、他の法令により既に計画が樹立・確定されている場合、あるいは各種用途地域・地区・区域等が指定されている場合、計画や各種用途地域等の樹立・指定趣旨に適する地域計画を樹立又は変更する。
2. 沿岸で樹立された各種計画や指定された用途地域等を全て総合して見ると、沿岸環境保全や持続可能な開発側面で問題点があることは、地域計画を樹立するとき、その変更案を設け、関係機関との協議の上、各種計画や指定された用途地域等の変更を

要請することができる。

3. 第 2 項の要請により、関係行政機関の長が統合計画又は地域計画と関連がある他の法令の規定により、計画を樹立・変更、又は用途地域等を指定・変更・解除するとき、海洋水産部を含む関係機関と協議しなければならない。
4. 第 3 項により、関係機関協議を経て計画を変更するとか、用途地域等を指定・変更・解除し、これを通報した場合は地域計画の内容の中、該当事項を変更する。

第 2 章 地域計画の樹立及び変更

第 5 条（地域計画の樹立主体）

1. 市長・郡長・区長は、管轄沿岸の効率的な保全・利用及び開発のため必要であると認められた地域においては、統合計画の範囲内で地域計画を樹立する。
2. 市・道知事は、管轄沿岸の効率的な保全・利用及び開発のため必要であると認定される地域において、法第 9 条第 1 項の規定により地域計画が告示されていない地域については統合計画の範囲内で 2 人以上の市・郡・区（自治区を指す）にかけて地域計画が樹立することができる。
3. 第 2 項の規定により、市・道知事が地域計画を樹立する場合、該当市長・郡長・区長と協議しなければならない。
4. 海洋水産部長官は、市・道知事が 2 人以上の市・郡・区に対し、地域計画を樹立することが難しいと認める場合は、法第 5 条の規定により、統合計画の樹立手続により当該地域計画を直接樹立することができる。

第 6 条（地域計画の地域的範囲）

1. 地域計画は、沿岸海域と統合計画が定める沿岸陸域を対象として樹立する。
2. 沿岸海域は、海辺（満潮水位線から地籍公簿に登録された地域までの間）と海（満潮水位線から領海の外側限界の間）をいう。
3. 沿岸陸域は、無人島嶼及び沿岸海域の陸地側境界線から 500 メートル（港湾法による港湾、漁港による第 1 種漁港および第 3 種漁港、又は産業立地及び開発に関する法律による産業団地の場合一千メートル）範囲内の陸地地域（河川法第 2 条第 1 項第 2 号の規定による河川区域を除く）として、統合計画が定めた区域をいう。但し、第 13 条第 1 項による地域計画で別途に沿岸陸域の範囲を定めた場合は、これを沿岸陸域にする。

第7条（地域計画の樹立手続）

1. 地域計画の樹立主体は、別紙第1号書式の「計画案作成フロー」を別添1の「地域計画承認申請調書及び図面作成指針」により地域計画案を作成する。
2. 作成が完了された計画案については、第8条の規定による公聴会を開催し、地域住民及び関係専門家の意見を収斂した後、関係行政機関の長との協議の上、第27条の規定により構成された地域沿岸管理審議会の審議を通さなければならない。
3. 第2項の手続を完了した地域計画案は、第9条の規定により海洋水産部長官に承認を申請する。

第8条（公聴会の開催）

1. 地域計画の樹立主体は、公聴会を開催しようとするときには、次の各号の事項を広報、又は地域計画の樹立地域を主として補給地域とする日刊新聞に公聴会の開催14日以前まで1回以上広告しなければならない。

公聴会の開催目的

公聴会の開催予定日時及び場所

樹立しようとする地域計画の概要

発表者に関する事項

発表申請方法及び申請期限

その他必要な事項

2. 公聴会で意見を発表する発表者は公正性が確保できるように選定しなければならないし、発表者を選定した場合は、この結果を、発表を申請した者全てに通知しなければならない。
3. 公聴会は、担当課長以上の職位にいる公務員又は沿岸管理分野に専門知識があり、これに従事した経験がある者の中で地域計画の樹立主体が指名又は委嘱する者が駐在する。
4. 駐在者は公聴会の円滑な進行のため発表内容を制限することができ、秩序維持のため必要な措置をすることができる。かつ、発表者の発表が終わった後は、傍聴人にも意見提示の機会を提供しなければならない。
5. 地域計画の樹立主体は、公聴会で提示された事実及び意見が相当な理由があると認められた場合には、これを地域計画の樹立に反映しなければならない。

第9条（地域計画の承認申請）地域計画の樹立主体は、別紙第2号書式により、地域計画承認申請書を作成した後、次の各号の書類を添付し、海洋水産部長官に地域計画承認を申請する。但し、市長・郡長・区長が承認を申請する場合には、市・道知事を經由

しなければならない。

地域計画の承認申請調書及び図面

公聴会の開催結果提出された意見及びこれに対する検討意見

関係行政機関との協議結果提示された意見及びこれに対する検討意見

地域沿岸管理審議会の審議結果

申請書類に対する市・道知事の意見書（市長・郡長・区長が市・道知事を経由し、承認を申請する場合に限る。）

第 10 条（地域計画の変更）

1. 地域計画の樹立主体は、地域計画を変更する必要があると判断し、かつ、関係行政機関の長が次の各号の書類を添付し変更を要請するときは、これを変更するのができる。

変更目的・変更事由及び変更内容を記載した書類

図面、その他参考資料

2. 樹立・告示された地域計画の変更は、第 7 条の規定に定めた樹立手続と同じである。但し、地形変更による変更は、変更事項の告示、関係機関の通報及び一般人閲覧手続のみでできる。
3. 行政機関の長が他の法令の規定により、沿岸陸域（環境保全関連計画の樹立又は用途地域等の指定対象地域は沿岸海域を含む）に対する計画を樹立・変更し、かつ、用途地域等を指定・変更・解除した場合、地域計画の中に該当事項の変更を通報した事項に対する変更は関係行政機関の長が該当法令の規定により、既に関係機関と協議を済んだ状態であるから、海洋水産部長官が直権で地域計画を変更し、官簿に告示する。

第 11 条（地域計画の告示等）計画案承認の通報をもらった地域計画の樹立主体は地域計画樹立内容を公簿に告示し、遅滞なく関係行政機関の長に通報し、一般人が 20 日以上閲覧できるように措置する。

第 12 条（地域計画の内容）地域計画は、次の各号の事項が含まれるように樹立しなければならない。

域計画の樹立及び施行対象になる沿岸の範囲

統合計画及び各種法律上、地域沿岸の関連内容

沿岸の現況及び問題点

沿岸関連計画の分析及び相反する内容の導出

管轄沿岸の管理目標設定及び政策方向の導出

管轄沿岸の沿岸整備事業の方向
地域計画実効性の評価方案
地域計画実行のための力量及び制度改善事項
その他地域計画の樹立主体が必要であると認める事項

第 3 章 部門別地域計画の樹立指針

第 13 条（沿岸陸域の範囲設定）

1. 統合計画に沿岸陸域を別途に定めていなかった場合、地域計画に法律上沿岸陸域の範囲内で海岸道路・鉄道・山勢・施設物等、地形の特性と土地利用計画等を考慮し、陸域範囲を定める。
2. 第 1 項により、沿岸陸域範囲の設定は、効率的な沿岸の保全・利用及び開発という統合計画の趣旨に適して成り立たなければならないし、法及び統合計画で定めた沿岸陸域に比べ、沿岸陸域の範囲が縮小される場合、この事由を明示しなければならない。

第 14 条（各種法律上の沿岸関連事項の把握）

1. 地域計画は、統合計画上該当沿岸に関する管理の基本目標、政策方向を包含しなければならない。
2. 国土利用管理法、都市計画法、自然公園法等、各種沿岸関連法律及び同法律による保全・利用及び開発計画が定めている該当沿岸地域での用途地域の設定、行為制限等、沿岸海域に直接的影響を及ぼす沿岸での土地及び海域利用現況を反映しなければならない。

第 15 条（沿岸の現況及び問題点分析）

1. 地域計画は、湿地・氾濫?・河口・海辺・砂坂・砂原等、自然環境現況を包含しなければならないし、島嶼が存在する場合、この基本現況及び特性を包含しなければならない。
2. 地域計画は、人口数及び人口の変化推移等、人文社会的現況を包含しなければならない。
3. 地域計画は、管轄沿岸での水産資源、観光資源、港湾・漁港、土地利用現況及び開発需要、交通施設、鉱物資源現況等を包含しなければならない。
4. 第 1 項ないし第 3 項の沿岸関連の各種現況結果を基に問題点を把握した後、地域別に解決しなければならない懸案事項を導出しなければならない。

第 16 条（沿岸関連の各種計画の現況把握及び調停方案提示）

1. 地域計画の樹立主体は、同計画の樹立以前に同指針第 14 条 2 項の各種法律、計画及び自治団体が自体的に推進している該当沿岸に対する保全・利用及び開発計画現況を把握しなければならない。
2. 第 1 項の計画内容が望ましい沿岸管理方向と相反する場合には、この計画に対し具体的な調停方案を提示しなければならない。

第 17 条（沿岸管理目標の設定及び政策方向の導出）

1. 地域計画の樹立主体は、第 15 条第 4 項に導出された懸案事項を解決することができるように、各種個別法により指定されている用途地域、沿岸統合管理計画等を総合的に検討し、地域別の沿岸管理目標を設定しなければならない。
2. 第 1 項の沿岸管理目標を達成するための保護地域指定の対象地区、汚染負荷管理方案、沿岸開発計画の調停方案、沿岸整備事業の推進法案を提示しなければならない。

第 18 条（沿岸区域の設定及び機能付与）

1. 第 17 条第 1 項により、沿岸管理目標を設定した場合には、このような目標が達成することができるように、沿岸をこの特性により区域を区分し、区域別の機能を付与しなければならない。
2. 沿岸は、区域別に主に保全、利用、開発機能を付与し、緩衝地域の必要性和開発の程度を勘案し、第 19 条ないし第 23 条に定めたことより、絶対保全沿岸・準保全沿岸・利用沿岸・開発調停沿岸に分ける。

第 19 条（絶対保全沿岸）自然景観や生態系等を勘案するとき、自然状態そのままの保全が必要な地域は、絶対保全沿岸に設定しなければならないし、絶対保全沿岸に設定しなければならない地域は、次の各号 1 のようである。

岩石海岸や自然性をそのまま維持し、自然景観が優れた地域

野生動植物の生息地又は到来地

河口部、低湿地等、生態系の保全が必要な地域

豊かな水産資源を保有している清浄海域

自然環境保全地域、文化祭保護区域、自然生態系保全地域等、関連法律又は計画上保全地域に指定された地域

その他地域計画の樹立主体が、絶対保全が必要であると認めた地域

第 20 条（準保全沿岸）準保全沿岸に設定する地域は、次の各号 1 のようである。

優秀な自然景観及び生態系を保有している地域として、保全を原則にし、生態学習場、沿岸接近路等、休養のための消極的開発等環境親和的活用が要求される地域
保全沿岸と開発沿岸の間の緩衝が必要な地域

第 21 条（利用沿岸）利用沿岸に設定する地域は、次の各号 1 のようである。

自然環境の毀損を最小化し、沿岸空間及び資源の利用が要求される地域
既存の沿岸保護のため施設の設置又は整備が必要な地域

第 22 条（開発調停沿岸）開発調停沿岸に設定する地域は、次の各号 1 のようである。

既に産業化や都市化がされている地域
既存の活性化された用途を尊重し、環境親和的な整備が要求される地域
開発予定地になっているが、開発計画に対する再検討が必要な地域
現在、開発可能性が不透明し、空間構造上、機能付与が留保された地域
親水空間として潜在力はあるが、今後、与件変化を勘案し、開発を検討することができる地域

第 23 条（開発誘導沿岸）開発誘導沿岸に設定する地域は、次の各号 1 のようである。

戦略的用途を導入し、都市及び沿岸機能の活性化が必要な地域
都市及び沿岸空間の構造上、拠点地域での開発が必要な地域

第 24 条（沿岸区域別の勧奨及び不許行為の設定）

1. 地域計画の樹立主体は、沿岸管理政策方向及び個別沿岸区域に付与された機能等を総合的に考慮し、個別沿岸区域内で勧奨又は支援されるべきである行為を提示しなければならない。
2. 沿岸区域内で成り立つ各種個別法律による制限行為を総合的に把握した後、これを大・中・小で分類し、これをもとに沿岸区域別機能を勘案し、個別沿岸区域内で許容されてはいけない行為を提示しなければならない。

第 25 条（地域計画の失効性の確保方案）地域計画の成功的な施行を保障し、関連政策施行可否を監視できるように、次の各号に関する具体的な施行方案を提示しなければならない。

名誉沿岸管理人制度の活性化方案
該当地域の地域計画に関する教育広報方案

地域計画施行のための地域構成員の参与制度化方案
地域特性に適した沿岸管理が施行されるように地方条例の制・改定方向
適正な沿岸管理のため禁止・制限及び支援要求事項
地域沿岸管理審議会の構成及び運営に関する事項
その他市長・群長・区長又な市・道知事が必要な事項

第 26 条（基準図面及び図面作成方法）

1. 地域計画を樹立するとき、沿岸陸域の範囲及び沿岸区域の設定は 1/5000 図面を使用しなければならない。但し、1/5000 図面が発行されていない地域の場合は 1/25,000 図面を使用することができる。
2. 既存法律等による沿岸用途地域の指定現況等を図面で表すときは、1/25,000 図面を基準図面で使用する。
3. 具体的な図面作成は別添 1 の「地域計画承認申請調書及び図面作成指針」に伴う。

第 4 章 地域沿岸管理審議会及び名誉沿岸管理人の構成・運営

第 27 条（地域沿岸管理審議会）

1. 市・道知事は、地域計画の樹立・変更、その他管轄沿岸の管理に関する重要事項を審議するために、この所属下に地域沿岸管理審議会を構成・運営し、機能、構成及び運営等に関して必要な事項は市・道の条例で定める。
2. 地域沿岸管理審議会の構成に関する条例制定の基準は、次の各号のようである。
 - 委員長 1 人を含む 15 人以内の委員に構成
 - ア. 審議会を代表する委員長は副市長又は副知事が担当
 - イ. 党連職委員は 4 級以上（市・郡・区の公務員委嘱するとき 5 級）所属公務員として市・道知事が委嘱
 - ウ. 委嘱職委員は、沿岸管理及び環境分野等に関する学識と経験が豊富な者の中で市・道知事が委嘱
 - 委嘱職委員の任期は 2 年にし、再任可能

第 28 条（名誉沿岸管理人）

1. 市・道知事又は市長・郡長・区長は、地域別与件を考慮し、次の各号 1 に該当する者を定期又は随時に名誉沿岸管理人に委嘱することができる。
 - 沿岸管理のため活動する団体に従事し、かつ、当該団体に 1 年以上従事した経歴がある者

沿岸管理に関する学識と経験が豊富する者

環境分野に関する学識と経験が豊富する者

2. 名誉沿岸管理人の委嘱するとき、市・道知事は、市長・郡長・区長が推薦する者を優先的に委嘱することができる。
3. 地方海洋水産庁長、市・道知事、市長・郡長・区長は名誉沿岸管理人を委嘱するときは名誉沿岸管理人証を交付しなければならない。
4. 名誉沿岸管理人の任期は2年であり、再任することができる。市・道知事又は市長・郡長・区長は名誉沿岸管理人の活動を支援し、予算の範囲内で活動費を支給することができる。
5. 名誉沿岸管理人は、次の各号のような職務を遂行する。

沿岸環境の保全・改善のための制度及び広報

沿岸環境の毀損防止に関する指導及び関係機関への通報

沿岸の保全等に関する施設の設置及び運営に関する建議

4 韩国海洋水产发展基本法

韓国海洋水産発展基本法

第1章 総則

第1条 (目的)

この法律は、海洋及び海洋資源の効率的な管理・保全及び開発・利用と海洋産業の育成のための政府の基本政策及び方向を決めることによって国家経済の発展と国民福祉の向上に裨益することを目的とする。

第2条 (基本理念)

この法律は、海洋が資源の宝庫であり、生活の拠り所であり、物流の通路として国家経済と国民生活に大きな影響を及ぼしていることを認識して、海洋産業の知識化・情報化・高付加価値化のための環境を造成し、海洋資源の環境親和的で持続可能な開発・利用を追求することによって未来世代に伝える豊かで生命力溢れる海洋を作っていくことを基本理念とする。

第3条 (定義)

この法で使用する用語の定義は、次のとおりである。

1. ‘海洋’とは、大韓民国の内水・領海・排他的経済水域・大陸棚等大韓民国の主権・主権的権利または管轄権の及ばず海域と憲法により締結・公布された条約または一般的に承認された国際法規により大韓民国または国民が開発・利用・保全に参加可能な海域をいう。
2. ‘海洋資源’とは、開発・利用が可能な海洋生物資源・海洋鉱物資源・海洋エネルギー・海洋観光資源及び海洋空間資源等国家経済及び国民生活に有用な資源をいう
3. ‘海洋産業’とは、海運・港湾・水産・海洋科学技術開発・海洋環境・海洋観光及び海洋情報関連産業その他海洋及び海洋資源の管理・保全と開発・利用に関連する産業をいう。

第4条 (他の法律との関係)

海洋水産に関する他の法律を制定または改正する場合には、この法律の目的と基本理念に合わせなければならない。

第5条 (国の基本責務)

1. 国及び地方自治団体は、海洋環境・海洋資源及び海洋生態系を保全する義務がある。

2. 国及び地方自治団体は、海洋産業の発展を推進するときには海洋及び海洋資源の管理・保全と開発・利用との調和と均衡を果たさなければならない。
3. 国及び地方自治団体は、海洋水産発展に必要とする基盤及び環境の造成を持続的に推進しなければならない。

第 2 章 海洋水産政策の樹立及び推進体制

第 6 条 (海洋水産発展基本計画)

1. 政府は、この法律の目的を効率的に達成するため、海洋及び海洋資源の合理的な管理・保全、開発・利用及び海洋産業の育成(以下‘海洋開発’という)に関する中・長期政策目標及び方向を設定し、大統領令の定めるところにより 10 年毎に海洋水産発展基本計画(以下‘基本計画’という)を策定して施行しなければならない。
2. 基本計画は、次の項目を含む。
 - 海洋開発等に関する政府の基本構想及び推進目標
 - 海洋管理及び保全等に関する事項
 - 海洋資源の合理的な開発及利用等に関する事項
 - 海洋産業の育成に関する事項
 - 海洋水産の発展基盤及び環境保全の推進に関する事項
 - その他海洋開発等の総合的・計画的推進に関する事項
3. 政府は、基本計画を第 7 条の規定による海洋水産発展委員会及び国務会議 1 の審議を経て確定し、これを公告しなければならない。
4. 政府は、基本計画によって毎年海洋水産発展施行計画(以下‘施行計画 2’)を立て、これを施行しなければならない。この場合、他の法令による部門別計画があった時にはこれを施行計画に反映しなければならない。
5. 政府は、第 4 項の規定による当該年度の施行計画と前年度施行計画の推進実績を大統領令の定めるところにより作成しなければならない。
6. 政府は、毎年基本計画の主要内容及び当該年度の施行計画と前年度施行計画の推進実績に関する報告書を国会に提出しなければならない。

第 7 条 (海洋水産発展委員会)

基本計画と海洋開発等に関する重要政策を審議するため国務総理所属下に海洋水産発展委員会を置く。

第 8 条 (委員会の構成等)

1. 委員会は、委員長 1 人を含む 25 人以内の委員で構成する。
2. 委員会の委員長は国務総理が勤め、委員は関係中央行政機関長の中で大統領令が定める者 3 と海洋・海洋資源、又は海洋産業に関する専門知識や経験が豊富な者の中で国務総理が委嘱する者(以下‘委嘱委員’という)が勤める。
3. 委員会は、幹事委員 1 人を置く。幹事委員は海洋水産部長官とする。
4. 委嘱委員の数は、5 人以上として、任期は 2 年、再任が可能である。
5. 委員会の構成及び運営、その他の事項は、大統領令で定める。

第 9 条 (委員会の職務)

委員会は、次の各号の事項を審議する。

基本計画の樹立に対する事項

海洋開発等に関する国家目標の設定と制度の発展に関する事項

海洋開発等に関する重要政策の調整に関する事項

海洋産業の育成・支援に関する事項

その他海洋開発等に関する重要事項として委員長が審議に付する事項

第 11 条 (資料提出などの要求)

委員会は、職務の遂行のための必要性が認定される場合、関係行政機関の長に対して資料の提出又は意見の提示等を要求する事ができる。要求された関係行政機関の長は正当な事由がない限りこれに応じなければならない。

第 11 条 (実務委員会)

1. 委員会の効率的な運営と案件の審議を実務的に支援するため、委員会に海洋水産発展実務委員会(以下この条で‘実務委員会’という)を置く。
2. 実務委員会の効率的な運営のため、実務委員会で分野別分科委員会を運営することができる。
3. 実務委員会及び分科委員会の構成及びその他の必要な事項は大統領令で定める。

第3章 海洋開発等

第1節 海洋の管理及び保全

第12条 (海洋の管理)

1. 政府は、海洋環境及び海洋資源を保全し、持続的な開発のために努力しなければならない。
2. 政府は、排他的経済水域及び大陸棚等わが国の主権的権利または管轄権の及ぶ海域での資源を総合的・体系的に管理・保全し、このための諸般の能力を確保しなければならない。

第13条 (海洋環境の保全)

政府は、海洋環境の保全のため、汚染・廃棄物質の発生・流入の防止、汚染・廃棄物質の除去等のための施策を策定しなければならない。

第14条 (海洋生態系の保全)

政府は、海洋生物の多様性を保全し、海洋生物の生息地を保護する等、海洋生態系の保全及び復元のため努力しなければならない。

第15条 (海洋安全管理)

政府は、海洋での事故による人命・財産の損失及び海洋汚染等を予防するため海洋安全技術の開発、海上交通環境の改善及び船舶安全性の確保並びに事故が発生した場合、迅速に対応できる体制構築等海洋安全管理に関する施策を策定し、これを施行しなければならない。

第2節 海洋資源の開発及び利用等

第16条 (海洋資源の開発等)

政府は、海洋資源の管理・保全と開発・利用のための必要な施策を用意し、これを施行しなければならない。

第17条 (海洋科学調査及び技術開発)

1. 政府は、海洋及び海洋資源の合理的な管理・保全及び開発・利用のため海洋に対する科学調査及び観測を実施しなければならない。又、これを効率的に遂行するために

国家海洋観測網を構築・運営することができる。

2. 海洋水産部長官は、海洋科学技術の実用化・産業化を促進するため、海洋科学技術開発計画を立て、これを施行しなければならない。

第 18 条 (海洋空間の利用)

政府は海洋都市・人工島嶼及び海洋構造物等の設置・運営を通して海洋空間を科学的・経済的に活用することに努力しなければならない。

第 19 条 (海洋開発前進基地の開拓)

政府は、海外の海洋生物資源及び海洋鉱物資源の開発等のため、海洋開発前進基地を開拓しなければならない。

第 20 条 (海洋科学基地の設置及び研究)

政府は、南極・北極等特定地域での海洋科学基地の設置及び海洋に対する調査・研究の活性化に必要な支援計画を立て、これを施行しなければならない。

第 21 条 (国際協力の推進)

政府は、外国及び国際機構等に関する技術協力、情報交換、共同調査・研究のための機構設置等効率的な国際協力を推進するため努力しなければならない。

第 22 条 (南北間海洋水産協力)

政府は、軍事分界線以北地域の住民との海洋科学共同研究・海洋資源共同開発・共同漁業、軍事分界線以北地域と海上航路開設、水産物交流等海洋水産分野協力の活性化のため努力しなければならない。

第 3 節 海洋産業の育成

第 23 条 (海運港湾産業の競争力強化等)

政府は、海運港湾産業の国際競争力を強化し港湾運営の効率性を増進するため、海運産業の育成と港湾産業の発展に必要な施策を策定し、これを施行しなければならない。

第 24 条 (港湾施設等の拡充)

政府は、港湾及び漁港の建設、港湾背後団地の建設、港湾建設技術等港湾施設及び漁港施設の拡充のため必要な施策を策定し、これを施行しなければならない。

第 25 条 (水産業の育成等)

政府は、持続的な水産物生産基盤維持・拡充と生態的条件に適合し、環境親和的水産業の育成のため必要な施策を策定し、これを施行しなければならない。

第 26 条 (水産技術開発促進)

1. 政府は、先端水産技術の研究、実用水産技術の開発普及等のため水産関連研究・指導機関・大学及び団体等(以下「水産関連機関等」という)により水産技術の研究・開発を遂行させることができる。
2. 政府は、第 1 項の規定により水産関連機関等が水産技術の研究・開発を遂行するために必要な資金支援をすることができる。

第 27 条 (漁村定住環境の改善)

国及び地方自治団体は、漁村住民の暮らしの質を高めて国土を均衡的に開発するため、各地域の特性を反映する総合的な漁村地域開発施策を用意し、これを施行しなければならない。

第 28 条 (海洋観光の振興)

1. 政府は、国民の健康・休養及び情緒生活の向上のため、海洋での観光活動及びレジャー・スポーツ(以下この条では「海洋観光」という)の振興のために必要な施策を策定し、これを施行しなければならない。
2. 海洋水産部長官は、海洋観光の振興のため、海中景観が優れていて生態系が保全されている海域を大統領令に従って海中景観地区として指定することができる。この場合、海中景観地区を指定しようとする海域が自然公園法第 2 条第 1 号に該当するときには環境部長官に予め協議しなければならない。
3. 海洋水産部長官は、国民の健全な情緒涵養、都市・漁村間の交流拡大及び漁村の所得増大のため、漁村を特性溢れる観光地として開発する漁村特化観光のための施策を策定し、これを施行しなければならない。
4. 国は、第 3 項の規定による漁村特化観光の開発のため必要な場合、文化施設等の設置・運営、又は地域文化行事の開催等、必要な支援を行うことができる。

第 29 条 (新技術に対する支援等)

1. 海洋水産部長官は、中小企業(中小企業基本法第 2 条の規定による中小企業をいう)に海洋開発等と関連のある新技術(以下この条では「新技術」という)の開発・事業化

に対する必要な支援を行うことができる。

2. 海洋水産部長官は、第 1 項の規定により支援を受けて新技術を事業化した事業者について新技術を活用・事業化して売り上げが発生した場合にはその事業者から技術料をとることができる。この場合、技術料の納付基準・納付手続き及び用途等に対して必要な事項は大統領令で定める。
3. 海洋水産部長官は、第 1 項の規定による支援事業を効率的に推進するため必要な時には、専門機関を指定しその機関によりこれに関する業務を遂行させることができる。この場合、海洋水産部長官はこれに所要する費用の支援を行うことができる。

第 4 章 海洋水産発展基盤及び環境造成

第 30 条 (研究機関の設置・育成等)

1. 政府は、政府出捐研究機関等の設立及び育成に関する法律の規定により、海洋及び海洋資源の合理的な管理・保全及び開発・利用のための調査・研究及び科学技術開発のため研究機関を設置・育成することができる。
2. 政府は、学界・研究機関及び産業界間で有機的な共同研究体制を構築・活用できるように努力しなければならない。

第 31 条 (海洋水産の専門的人材の養成等)

1. 政府は、海洋水産部門の専門的人材を養成し、これを効率的に活用するために研修・教育機関を設置・運営しなければならない。
2. 海洋水産部長官は、船員の雇用安定及び福祉増進に必要な施策を策定し、これを施行しなければならない。
3. 海洋水産部長官は、漁村で定着して漁業を経営している者、又は経営しようとする水産後継者、水産専門技術者及び専門水産経営者の育成に必要な施策を策定し、これを施行しなければならない。

第 32 条 (海洋開発等のための情報化促進)

1. 海洋水産部長官は、海洋開発等に関する情報処理の高度化及び情報流通の円滑化のため必要な施策を策定し、これを施行しなければならない。
2. 海洋水産部長官は、海洋開発等に関する情報の効率的収集・管理及び提供のため国立海洋水産情報センターを設置・運営することができる。

第 33 条 (研究・開発事業支援等)

1. 海洋水産部長官は、海洋開発等に関する研究・開発事業の支援及び優秀な海洋科学技術者の養成のため必要な事業を実施することができる。
2. 第 1 項の規定による支援及び養成事業の樹立・運営等に関する必要な事項は、大統領令で定める。

第 34 条 (海洋文化の維持発展等)

1. 政府は、海洋に関する進取的な思想を高め、海洋文化を維持発展するために努力しなければならない。
2. 政府は、海洋開発等に関する国民の理解増進及び知識普及のため努力しなければならない。

第 35 条 (財政等の支援)

政府は、この法律の目的を達成するため必要と認める場合には、海洋水産関連機関等に対して財政・金融に関する支援を行うことができる。

付則<第 6700 号、2002.5.13>

(施行日) この法律は公布後 6 ヶ月が経過した日から施行する。

5 中国海域使用管理法

中国海域使用管理法

第1章 総則

第1条 この法律は海域使用の管理を強化し、国の海域に対する所有権および海域使用权者の合法的な権益を維持すると共に、海域の合理的な開発及び持続的な利用を促進するために制定する。

第2条 この法律で使われる「海域」とは、中華人民共和国の内水、領海の水面、海水、海床および底土をいう。「内水」とは、中華人民共和国の領海基線から陸地側に向かって海岸線までの海域をいう。中華人民共和国の内水、領海の特定の海域における3ヶ月以上の持続的かつ排他的使用活動を行うときにこの法律を適用する。

第3条 海域は国に所属するものである。国務院は国に代わって海域の所有権を行使する。いかなる団体あるいは個人の不法占拠、商売または他の形式で不法に海域を譲渡してはならない。すべての団体と個人は、海域を使用しようとする際には、この法律に基づいて海域の使用権を得なければならない。

第4条 国は海洋機能区画制度を執行する。海域の使用は海洋の機能区画に合致しなければならない。海洋での体節や埋め立てなど海域の自然な属性を改変する活動に対しては、国が厳格に管理する。

第5条 国は海域に対する使用管理情報システムを構築し、海域の使用状況を管理する。

第6条 国は海域使用权の登録制度を設け、法律に基づいて登録した海域の使用権は法律の保護を受ける。また、国は海域使用統計制度を設け、定期的に海域使用状況についての統計資料を発表する。

第7条 国務院の海洋行政主管部門は、全国の海域の使用にたいする監督管理の責任を持つ。県級以上の沿岸地方政府の海洋行政主管部門は、国務院から管理権限を受け取って、管轄行政区の隣接海域の使用に対して監督管理の責任を持つ。国務院の漁業行政主管部門は、中華人民共和国漁業法によって、海洋漁業に対して監督管理を実施する。国務院の海事管理機構は、中華人民共和国海上交通安全法によって、海上の交通安全に対して監督管理を実施する。

第 8 条 いかなる団体あるいは個人は海域における使用管理法律及び法規を遵守する義務があると同時に、海域における使用管理法律及び法規を違反する行為に対して告発する権利がある。

第 9 条 海域の保護と合理的な利用及び関連する科学研究において著しい成績をあげた団体あるいは個人に対して、人民政府が奨励する。

第 2 章 海洋機能の区画

第 10 条 国務院の海洋行政主管部門は国務院の関連部門と沿岸省、自治区及び直轄市の人民政府と共に、全国の海洋機能区画を編成する。沿岸県級以上の地方人民政府の海洋行政主管部門は人民政府の関連部門と上位の海洋機能区画をもとに、地方の海洋機能区画を編成する。

第 11 条 海洋機能区画は下記の原則によって編成する。

1. 海域の位置と自然資源及び自然環境などの自然的属性によって、科学的に海域機能を確定する。
2. 経済及び社会発展の必要性により、各業種の海洋用途を全体的に計画立案する。
3. 生態環境の保護並びに改善、海域の持続的な利用は海洋経済の発展を促進する。
4. 海上交通の安全の保障。
5. 国防の安全の保障、軍事的用途の保証。

第 12 条 海洋機能区画は級別に分けられ審査を執行する。全国海洋機能区画は国務院の認可を受ける。沿岸省と自治区及び直轄市における海洋機能区画は当該省・自治区・直轄市の人民政府の審査及び許可を得た後、国務院の認可を受ける。沿岸市と県における海洋の機能区画は当該市と県の人民政府の審査許可を得た後、所属する省、自治区、直轄市の人民政府の認可を受け、国務院の海洋行政主管部門に登録する。

第 13 条 海洋機能区画の改正をするときには、本来の編制機関と同級の関連部門によって提出された修正案に対して審査機関の認可を受ける。認可を受けてない場合は、海洋の機能区画の確定した海域の機能を変えてはならない。国務院の認可を受け、公共の利益・国防の安全あるいは大規模のエネルギー、交通などのインフラ建設を行うなどの理由で、海洋の機能区画を変える必要がある場合、国務院の認可文書に基づき、海洋機能区画を改訂する。

第 14 条 海洋の機能区画が認可を得た後で、社会に公表すること；但し、国の秘密に関する部分は除く。

第 15 条 養殖、製塩業、交通、観光などの業界計画が海域の使用に関連する際、海洋の機能区画に合致するようにしなければならない。沿岸の土地を総体規格、都市計画あるいは港の計画する際、海域の使用と関係する場合は、海洋の機能区画と一体性を保持するようにしなければならない。

第 3 章 海域の使用申請おける審査許可

第 16 条 部門あるいは個人は県級以上の人民政府の海洋行政主管部門に海域の使用に対して申請することができる。海域の使用における申請者は下記の書類を提出しなければならない。

海域の使用申請書

海域の使用許可書類

関係する資産の信用調査証明の書類

法律と法規に規定したその他の書類

第 17 条 県級以上の人民政府の海洋行政主管部門は海洋の機能区画によって、海域の使用の申請を審査すると共に本法と自治区・直轄市の人民政府の規定によって、認可権限をもつ人民政府に使用を申請する。海域の使用における審査する際、海洋行政主管部門は同級の関連部門に意見を求めなければならない。

第 18 条 下記の海の使用プロジェクトは国務院に許可を申し込む必要がある。

海の 50 ヘクタール以上を埋め使用のプロジェクト

海の百ヘクタール以上を囲む使用のプロジェクト

700 ヘクタール以上、海域の自然属性を変更せずにおける海の使用プロジェクト

国における重大な建設プロジェクトの海の使用

国務院の定めたその他の海の使用におけるプロジェクト

上例に規定した海の使用におけるプロジェクトの他の許可審権限は、国務院が省、自治区、直轄市の人民政府に権限を授権して、これを定める。

第4章 海域の使用権

第19条 海域の使用における申請が法律に基づいて許可を通じて後に、国務院の許可を得たものには、国務院の海洋行政主管部門で登録製本し、海域の使用申請者に使用権証明書を交付する；地方の人民政府の許可を得たものには、地方の人民政府で登録製本し、海域の使用申請者に使用権証明書を交付する；海域の使用申請者は使用権証明書を受け取った日から、海域における使用権を有する。

第20条 海域の使用権における獲得方式は本法の第十九条の規定以外、入札募集あるいは競売の方式を通じて得ることもできる。入札募集あるいは競売方案は海洋の行政主管部門によって制定し、審査権のある人民政府の許可を得た後に組み立て実施する。海洋の行政主管部門が入札募集あるいは競売の計画を制定するのは、同級の関連部門の意見を求めなければならない。入札募集あるいは競売を完了後、法律の通りに落札者あるいは買い受け者に海域の使用権証明書を交付すること。落札者あるいは買い受け者が海域の使用権証明書を受け取った日から、海域の使用権を有する。

第21条 海域の使用権証明書の交付は社会にも公告しなければならない。海域の使用権証明書を交付するには、法律に基づいて海域の使用金を受け取る以外、他の費用を受け取ってはならない。海域の使用権証明書の交付と管理方法は国務院によりこれを定める。

第22条 本法が実施する前に、すでに農村の集団経済組織あるいは村民委員会によって経営管理する養殖の使用海域は海洋の機能区画に合致する場合は、現地の県級の人民政府における審査・許可を通じて、海域の使用権を当該農村の集団経済組織あるいは村民委員会に確定・交付し、当該集団経済組織の成員によって請け負って、養殖の生産に用いることができる。

第23条 海域の使用権者が法律に基づいて海域の使用、そして利益を獲得する権利は法律によって保護される。いかなる部門あるいは個人がそれを侵してはならない。海域の使用権者は法律に基づいて海域を保護及び合理的な利用が義務づけられる。海域の使用権者は法律の許可範囲内海域における害を及ぼさない、非排他性の使用行動に対して妨害をしてはならない。

第 24 条 海域の使用権者は海域を使用する期間内、法律の許可がないで、海洋における基礎的の測量あるいは製図をしてはならない。海域の使用権者が使用する海域における自然資源あるいは自然環境が重大な変化が発生することを発見する際、直ちに海洋の行政主管部門を報告しなければならない。

第 25 条 海域の使用権における最長期限は、下記の用途によって確定する：

養殖用は 15 年

船舶解体用は 20 年

旅行及び娯楽用は 25 年

製塩業及び鉱業用は 30 年

公益事業用は 40 年

港及び造船所などの建設工事は 50 年

第 26 条 海域の使用権が期限満了まで、海域の使用を引き続くことを必要とする場合、海の使用権者は遅くとも期限の 2 ヶ月前に原認可をした人民政府へ延期申請を申し込まなければならない。公共の利益あるいは国の安全に関する海域の使用権を没収する必要となること以外の場合は、原認可をした人民政府が延期使用することを許可することができる。延期使用の許可を得た使用権者は法律に基づいて使用金を払う義務がある。

第 27 条 企業の合併あるいは分社や他人と資本を出し合う、共同経営することによる海域の使用権者を変更するときには、海域使用認可をした人民政府から許可を得なければならない。海域の使用権は法律に基づいて譲渡することができる。海域の使用権における譲渡することに関する具体的な方法は国務院から規定する。海域の使用権は法律に基づいて受け継ぐことができる。

第 28 条 海域の使用権者が許可を得ずに海域の用途を変更してはならない。確かに変更が必要な場合は、海洋の機能区画に合致するように、海の使用における認可をした人民政府に許可を申し込みしなければならない。

第 29 条 海域の使用権は期限を超え、使用の延期を申し込んでいない場合あるいは申し込んでいたが許可が得られなかった場合は、海域における使用権が取り消される。海域における使用権が中止した後、海域の前使用権者が海洋環境に汚染する可能性があるまたは他の海洋プロジェクトに影響する施設や構築物を取り除かなければならない。

第 30 条 公共の利益あるいは国の安全のために、海域の使用権を没収する必要がある場合は、海の使用権を認可した元の人民政府が法律に基づく海域の使用権を没収することができる。但し、海域の使用権における期限未満の内に没収された場合は、海域の使用権者に対して、相当な補償を与えなければならない。

第 31 条 海域の使用権に関して論争が発生、当事者の話し合いによって解決ができない場合は、県級以上の人民政府における海洋の行政主管部門から仲裁する；当事者が直接人民法院に訴訟を提訴することもできる。海域の使用権における論争が解決する前に、両方の当事者は海域の使用現状を変えてはならない。

第 32 条 海の埋めるプロジェクトの竣工によって形成した土地は国に属する。海域の使用権者は海の埋める工事の竣工日から三ヶ月以内、海域の使用権証書を根拠に県級以上の人民政府の土地行政主管部門に土地の登録申請を提出し、県級以上の人民政府に製本し、国有土地の使用権証書に変更発行することによって、土地の使用権を確定する。

第 5 章 海域使用金

第 33 条 国は海域の使用に対して有償の使用制度を執行する。部門あるいは個人における海域を使用するのは、国務院の規定に基づいて海域の使用金を支払わなければならない。海域の使用金は国務院の規定によって財政に上納する。漁民が養殖の活動における海域の使用に対して、海域の使用金を受け取ることの具体的な実施手順と方法は国務院によって別に規定する。

第 34 条 海域の使用性質あるいは状況によって、海域の使用金は規定の通り一回で納めることも毎年度で納めることもできる。

第 35 条 下記の海域の使用は海域の使用金は免除される。

軍事における海域の使用

公務の船舶のための専用埠頭における海域の使用

非営利性の航路及び停泊地など交通における海域の使用

教育、科学研究、災害の防止や減少及び海難の際の探索や引き上げなど非営利性

公益事業における海域の使用

第 36 条 下記の海の使用が国務院の財政部門と国務院の海洋行政主管部門の規定に基づいて、認可権限をもつ人民政府の財政主管部門の審査と許可を得ることによって、海域の使用金を減額または免除することができる。

公共設備における海の使用

国の重大な建設プロジェクトにおける海の使用

養殖における海の使用

第 6 章 検査と監督

第 37 条 県級以上の人民政府の海洋行政主管部門は海域の使用に対して監督検査を強化しなければならない。県級以上の人民政府の財政部門は海域の使用金の納める状況に対して監督検査を強化しなければならない。

第 38 条 海洋の行政主管部門は人員育成の強化をしなければならない、海域の使用を管理、監督検査する検査員の管理と業務の素質を高めなければならない。海域の使用における管理、監督検査する検査員が必ず公平に法を執行しなければならないし、職務に忠実で、清廉公正で、丁寧なサービス、法律に基づいて監督を受け入れる。海洋の行政主管部門及び従業員は海域の使用に関係する生産の経営活動に関与してはならない。

第 39 条 県級以上の人民政府の海洋行政主管部門が監督の職責を履行する際、下記の措置を実施する権限がある。

部門あるいは個人に対して海域の使用に関連文書と資料の提出を要求する

部門あるいは個人に対して海域の使用に関する問題の説明を要求する

部門あるいは個人の占有した海域の現場に進入そして、調査測量などの調べること

当事者の違法行為に対して停止するように命令を下す

第 40 条 海域の使用を管理する検査員が監督の職責を履行する際、法律を執行する正当な証明書を提示しなくてはならない。関係部門あるいは個人が海洋の行政主管部門における監督検査に対して協力するべきで、検査員が法律に基いて公務を執行することを拒絶するあるいは妨げてはならない。

第 41 条 法律によって、海洋を監督または管理権のある関連部門が海上で法律を執行する際、お互いによく協力し、支持し、そして、共に国の海域における所有権及び海域の使用権者の合法的権益を守ることをしなければならない。

第 7 章 法律責任

第 42 条 認可を受けていないあるいは騙して認可を取って海域を不法占有した場合は、不法占有の海域を返却する責任を課し、海域の原状に回復し、不法使用によって得た所得を没収し、そして不法占有した海域における占有期間及び海域の面積によって通常の使用金の 5 倍～15 倍程の罰金を科する；認可を受けていないあるいは騙して認可を取って海域の囲むと埋める行動に対しては、不法占有した海域における占有期間及び海域の面積によって通常の使用金の 10 倍～20 倍程の罰金を科する。

第 43 条 海域の使用に対して認可されていない部門が不法で認可下した場合、または認可権限を越えるあるいは海洋機能の計画に合致しない認可文無効となる、不法使用海域が没収される；使用に不法認可に関係する主管者と直接責任者に対して、法律に基づいて懲戒処分を与える。

第 44 条 本法の第二十三条の規定に反して、海域使用者の合法権利を妨害する行為に対して、被害者は海洋行政主管部門に妨害の排除を申請するあるいは人民法院（人民裁判所）に訴訟することができる；損害を受けた場合は、法律に基づいて損害賠償を請求することができる。

第 45 条 本法の第二十六条の規定に反して、使用権の期限を満期になっても必要な手続きを行わなく、使用を続けない場合は、期限付きで取り扱いに責任を課すと共に 1 万元以下の罰金を科することがある；全く取り扱わない場合は、不法占有として処罰する。

第 46 条 本法の第二十八条の規定に反して、勝手に海域の用途を変えた場合は、期限内に是正するように責任を課す。不法によって得た所得を没収すると共に用途を変えられた海域の面積及び使用期間によって、通常の使用金の 5 倍～15 倍の罰金を科する；決して是正しない場合は、海域の使用権の証明書を交付した人民政府によって当該証明書を取り消して、海域の使用権を没収する。

第 47 条 本法の第二十九条の第 2 項目の規定に反して、使用権を中止後、元の使用権者が規定の通りに海施設や構築物を取り除かない場合は、期限に取り除くように責任を課する；期限を過ぎても決して取り除かない場合は、5 万元以内の罰金を科すると共に、県級以上の人民政府の海洋行政主管部門から関係部門に取り除くことを依頼する。必要な費用は元の使用権者から引き受ける。

第 48 条 本法の規定に反して、年度によって毎年使用金を納めるべき者がその通りにせず納めない場合は、期限に納めるように責任を課する；期限内で依然納めない場合は、海域の使用権の証明書を交付した人民政府から当該使用権の証明書を取り消して、海域の使用権を没収する。

第 49 条 本法の規定に反して、海洋の行政主管部門における検査及び監督を拒否、真実の状況を隠し報告しないあるいは関係的資料を提供しない場合は、期限に是正するように責任を課して、警告を与える。場合によって、2 万元以下の罰金を科することができる。

第 50 条 本法に規定した懲戒処罰は県級以上の人民政府の海洋行政主管部門が職権によって決定する。但し、本法によって懲戒処罰を規定したことは除くこととする。

第 51 条 国務院の海洋の行政主管部門と県級以上の地方人民政府が本法の規定に反して海域の使用権の証明書を交付する場合または海域の使用権の証明書を交付した後に監督管理を行わなく、あるいは不法行為に対して調査や処分しない場合、直接責任を負う主要な担当者とその他の責任人員に対して、法律に基づいて懲戒処分を与える；汚職行為または職権を濫用するか職責を軽んじて犯罪を構成した者には、法律に基づいて刑事責任を問う。

第 8 章 附則

第 52 条 中華人民共和国の内水または領海における使用が 3 ヶ月に不足して、国防上の安全、海上の交通安全とその他の活動に対して重大な影響をもたらす排他性の活動を行う際、本法の関連規定を参照して海域の臨時使用証明書を取り扱い扱う。

第 53 条 軍事における海域の使用管理方法は国務院と中央の軍事委員会によって、本法を基づく制定する。

第 54 条 本法は 2002 年 1 月 1 日から実施する。

6 中国海洋環境保護法

中国海洋環境保護法

第1章 総則

第1条 海洋環境の保護と改善及び海洋資源の保護と汚染被害の対策、並びに生態系均衡の維持、国民の健康保障、そして経済と社会発展の継続性の可能を促進するために、本法を制定する。

第2条 本法の適用範囲は中華人民共和国の内水、領海、接続水域、排他的経済水域、大陸棚及び中華人民共和国が管轄する他の海域である。中華人民共和国の管轄する海域内で行う航行、調査、開発、生産、観光、科学的研究及びその他の活動、或いは沿岸陸域内での海洋環境に対して影響を及ぼす活動を行ういかなる団体と個人が本法を守れなければならない。中華人民共和国管轄以外の海域からの原因で中華人民共和国管轄海域が汚染された場合も、本法を適用する。

第3条 国家は重点海域における汚染物質の排出総量に対する規制を制定して当該制度を執行する。また、主要な汚染物の排出総量の規制指標を確定すると共に主要な汚染源の排出規制量を分配する。具体的な方法は国務院によって制定する。

第4条 すべての団体と個人は海洋環境保護する義務があると同時に、海洋環境を汚染被害した団体と個人及び海洋環境の管理監督者の職務上の過失行為に対して監督または告発する権限を持つ。

第5条 国務院環境保護の行政主管部門は国家全体の環境保護を統一管理・監督する団体として、全国の海洋環境保護に対して指導、調整及び監督すると共に、陸上起因汚染物の予防管理及び海岸建設事業により海洋汚染被害に対して環境保護の責任を負う。国家の海洋行政管理部門は海洋環境の監督管理及び海洋環境に対する調査、監視、判断と科学研究を実施すると共に、全国海洋建設事業と廃棄物の投棄による海洋汚染被害に対して環境保護の責任を負う。国家の海事行政主管部門は港湾区域内の非軍事船舶と港湾区域外の非漁業、非軍事船舶の海洋環境汚染に対する監督管理の責任を負い、汚染事故に対して調査及び処理責任を負う；中華人民共和国が管轄する海域での航行、停泊または作業する外国籍の船舶によって汚染事故があった場合は、当該船に対して乗船検査及び処理することができる。船舶の汚染事故が漁業に被害を及ぼした場合は、漁業行政主管部門と共同に調査及び処理をしなければならない。国家の漁業行政主管

部門は漁港区域内の非軍事船舶と漁港区域外の漁業船舶による海洋環境汚染に対する監督管理責任を負う。漁業水域の生態環境を保護すると共に前条に定めた汚染事故以外の漁業の汚染事故を調査及び処理するに責任を負う。軍隊の環境保護部門は軍事船舶による海洋環境汚染を監督管理及び汚染事故に対する調査または処理する責任を負う。沿岸県級以上の地方人民政府が海洋環境の監督管理権限を行使しその職責は省、自治区、直轄市の人民政府が本法及び国務院の関連規定によって確定する。

第 2 章 海洋環境の監督管理

第 6 条 国家の海洋行政主管部門は国務院の関連部門と沿岸省、自治区、直轄市の人民政府と共に全国の海洋機能区画管理方案を策定し、国務院に許可を申請する。沿岸地方の各級人民政府は全国及び地方の海洋機能区画に基づいて科学的かつ合理的に海域を使用しなければならない。

第 7 条 国家は海洋機能区画に基づいて、全国海洋環境保護計画及び重点海域地区などの海洋環境保護計画を策定する。重点海域と隣接する関連沿岸省、自治区、直轄市の人民政府及び海洋環境の監督管理の権限を行使する部門は海洋環境保護地域協力体の組織を構成することができる。そして、重点海域地区などの海洋環境保護計画の執行、海洋環境汚染防止対策及び海洋生態保護に対する責任を負う。

第 8 条 地区の範囲を超える海洋環境問題は関連する沿岸海の地方人民政府によって協議解決する。あるいは上級人民政府の参加によって協議解決する。部門の権限を越える重大な海洋環境問題は国務院の環境保護行政主管部門によって調整する；調整しても解決ができない場合は国務院によって決定する。

第 9 条 国家は海洋環境状況及び国家の経済と技術条件に基づいて、国家海洋環境基準を制定する。国家海洋環境基準で規定されていない項目に対しては、沿岸省、自治区、直轄市の人民政府が地方海洋環境基準を制定することができる。沿岸地方の各級人民政府は国家及び地方の海洋環境基準規定と当該行政区近辺海域の環境水準の状況に基づいて、海洋環境保護の目標と任務を確定し、人民政府の事業計画に組み入れて管理を執行する。

第 10 条 国家と地方の水汚染物排出基準を制定する際には、国家と地方の海洋環境基準を重要な根拠にしなければならない。国家が制定し、執行している汚染物排出総量規

制の重点海域においては水汚染物排出基準を制定する際、主要汚染物の排出総量規制指標も重要な根拠にしなければならない。

第 11 条 直接海洋に汚染物を排出している団体と個人は国家规定に従って、汚染物排出費を納めなければならない。海洋に廃棄物を投棄するときには、国家规定に従って投棄費を納めなければならない。本法によって徴収した汚染物質の排出費、投棄費は必ず海洋環境汚染の整備に用いなければならないし、他の用途に流用してはならない。具体的な内容は国務院によって規定する。

第 12 条 汚染物の排出が標準を超えた場合、あるいは限定期間内に汚染物排出を削減が満たさない場合、あるいは海洋環境に重大な汚染被害を及ぼした場合に対しては限定期間内に問題を処理しなければならない。限定期間内に処理することは国務院の規定権限によって決定する。

第 13 条 国家は海洋環境汚染対策のため科学技術の研究と開発を強化する。海洋環境に重大な汚染を及ぼす後進生産技術及び設備に対して、使用を最大限抑制する。企業も海洋汚染防止のため、清潔なエネルギー及び効率的な資源利用と低汚染生産技術を優先的にしようしなければならない。

第 14 条 国家の海洋行政主管部門は国家の環境監視測定と監視規範または標準によって、全国の海洋環境の調査、監視測定、監視管理すると共に、具体的な実施方法を制定し、関連部門と共同に全国の海洋環境を監視測定と監視するネットワークを組織し、定期的に海洋環境水準を点検して、海洋調査結果を発表する。本法によって海洋環境監督管理の権限を持つ部門はそれぞれ管轄する水域の監視測定する責任を負う。他の関連部門は全国海洋環境監視測定ネットワークの業務によって、それぞれ河口及び主要な汚染物排出口を監視測定する責任を負う。

第 15 条 国務院の関連部門は国務院の環境保護の行政主管部門が全国環境観測官報に必要な海洋環境監視測定資料を提供しなければならない。環境保護の行政主管部門は関連部門に海洋環境監督管理関連資料を提供しなければならない。

第 16 条 国家の海洋行政主管部門は国家が制定した環境監視測定及び監視情報の管理制度に基づいて、海洋の総合情報システムの管理に責任を負って、海洋環境保護の監督管理にサービスを提供する。

第 17 条 事故あるいはその他の突発的事件の発生によって、海洋環境汚染が及ぼした、あるいは及ぼす可能性のある団体と個人が必ず直ちに有効な措置をとらなければならない。同時に直ちに恐れがある被害者に通達すると共に本法に規定された海洋環境の監督管理の権限を持つ部門に報告し、そして調査及び処理を受ける。沿岸海の県級以上の地方人民政府は当該行政地域近辺の海域環境が重大な汚染を受ける時、必ず被害を解除あるいは軽減に有効な措置をとらなければならない。

第 18 条 国家は海洋の環境汚染を防止するため、国家重大海上汚染事故応急計画を制定する。国家の海洋行政主管部門は海洋石油探査開発による海上石油流出汚染応急計画を制定する責任を負って、国務院の環境保護行政部門に該当計画を提出する義務がある。国家の海事行政主管部門は全国の船舶による重大な海上石油流出汚染事故応急計画を制定する責任を負って、国務院の環境保護の行政部門に当該計画を提出する義務がある。重大な海洋環境汚染の事故が発生する可能性のある部門が国家の規定に基づいて、汚染事故の応急計画を制定すると共に現地の環境保護の行政主管部門と海洋の行政主管部門に当該計画を提出する義務がある。沿岸県級以上の地方人民政府と関連部門は重大な海上汚染事故が発生する際、必ず応急計画に従って被害を解除あるいは軽減しなければならない。

第 19 条 本法によって、海洋環境の監督管理の権限を持つ部門は海上で必要なとき、連合で法律を執行することができる。監視による海上で汚染事故あるいは本法規定を反する行為を発見する際、制止及び調査して証拠を取ることができる。必要な場合は有効な措置をとって、汚染事態の拡大を防止と共に関連主管部門に報告し、処理を求める権限がある。本法によって海洋環境の監督管理の権限を持つ部門が管轄範囲内に汚染物を排出する団体と個人に対して現場の検査を行うことの権限がある。検査される側は検査者に実際状況の反映された必要の資料を提供しなければならない。検査機関は検査される側の技術秘密と業務秘密を守られなければならない。

第 3 章 海洋生態保護

第 20 条 国務院と沿岸地方の各級人民政府は有効な措置をとって、マングローブ、サンゴ礁、沿岸湿地、島、湾、河口、重要な漁業の水域など典型的かつ代表性のある海洋の生態システムを持つ地域、稀少で絶滅のおそれがある海洋生物の天然集中生息地、重要な経済価値を持つ海洋生物生息地および重大な科学文化価値を持つ海洋歴史遺跡と自然の観を保護しなければならない。破壊された重要な経済及び社会価値を持つ海

洋生態系に対しては、整備と回復の努力をしなければならない。

第 21 条 国務院の関連部門と沿岸省級人民政府は海洋生態を保護するため、必要な場合海洋自然保護区を設定することができる。国家水準の海洋自然保護区の指定は国務院の承認を得なければならない。

第 22 条 下記の条件に該当する場合は海洋自然保護区の指定が可能である。

典型的な海洋自然・地理特性をもつ地区、代表的な自然生態地区及び破壊されたが保護により回復可能な海洋自然生態地区

海洋生物の種類が非常に豊富な地区、あるいは稀少で絶滅のおそれがある海洋生物種の天然集中生息地

特殊な保護価値を持つ海域、海岸、島、沿岸湿地、河口と湾など

重大な科学文化の価値をもつ海洋自然遺跡地区

その他の特殊な保護の必要がある地区

第 23 条 特殊な地理条件、生態系、生物または非生物資源及び海洋開発利用の特殊な需要を持つ地区に対しては、海洋特別保護区として指定し、有効的な保護措置及び科学的な方式で特殊管理を行うことができる。

第 24 条 海洋資源の開発利用するときには、海洋機能区画配置に基づいて、海洋生態環境破壊をもたらしてはならない。

第 25 条 新種の海洋動植物を導入する際、科学的な論証を行い、海洋生態システムに対して危険を及ぼすことを避けなければならない。

第 26 条 島と周囲海域の資源を開発する際、厳格な生態の保護の措置をとり、島の地形、岸の浜、植生及び島の周囲海域の生態環境に対して破壊をもたらしてはならない。

第 27 条 沿岸地方の各級人民政府は、現地の自然環境特徴を結び付けて、海岸保護施設、沿岸防護林、沿岸都市及び町の園林と緑地を造成し、海岸浸食と海水侵入地区に対しては総合的な管理を行わなければならない。海岸保護施設、沿岸防護林、沿岸都市及び町の園林と緑地を壊すことを禁止する。

第 28 条 国家は親環境的な漁業の発展、多様かつ親環境的な漁業生産様式の拡散、海洋生態の改善を促進する。海水養殖場の新設、改築または拡張する際、環境影響判断を実施しなければならない。海水養殖の場合には、科学的で養殖の密度を確定し、合理的に餌と肥を投入し、正しく薬物を使用し、海洋環境の汚染を起こさないようにしなければならない。

第 4 章 陸上起因汚染物による海洋環境汚染被害に対する対策

第 29 条 海域に陸上から源汚染物を排出するのは必ず国家あるいは地方に規定した標準と関連規定を厳格に執行しなければならない。

第 30 条 海への汚染物排出口の位置を選択するときには、海洋機能区画、海水水利条件及び関連規定に基づいて、科学論証を通じて後、設ける市級以上の人民政府の環境保護行政主管部門に審査、承認を得なければならない。環境保護の行政主管部門は海への汚染物の排出口を設けることを許可する前に、必ず海洋、海事、漁業の行政主管部門及び軍隊の環境保護部門の意見を求めなければならない。海洋自然保護区、重要な漁業の水域、海辺の名勝及びその他の特殊な保護地区で、新たに汚染物排出口を設置してはならない。条件が可能な地区では、汚染物排出口を深海に設けて、離岸排出を執行することができる。陸上起因源汚染物を深海で、離岸排出する排出口を設けるときには、海洋機能区画、海水水利条件と海底施設などの関連状況を考慮しなければならない。具体的な内容は國務院によって定める。

第 31 条 省、自治区、直轄市の人民政府の環境保護行政主管部門と水行政主管部門は水の汚染予防・対策に関連する法律の規定に基づいて、河口管理を強化し、汚染を防いで、河口の水質が良好な状態に維持しなければならない。

第 32 条 陸上から汚染物質を排出する部門は必ず環境保護行政主管部門の方に所有している汚染物排出施設、処理施設及び正常作業条件での排出陸源汚染物の種類、数量及び濃度を申告する。並びに海洋環境汚染管理の関連技術と資料を提供しなければならない。排出する汚染物の種類、数量と濃度が重大な変化がある際、直ちに申告しなければならない。汚染物処理施設を取り除く、或いは使わずに置きする前には、必ず環境保護の行政主管部門の許可を得なければならない。

第 33 条 海域に油類、酸液体、塩基の液体、猛毒の廃液及び中、高レベルの放射性廃水の排出は禁止する。海域に低レベルの放射性廃水を排出することを厳格に制限する；確かに排出しなければならない場合は、国家の輻射予防保護に関する規定を必ず厳格に執行しなければならない。海域に分解しにくい有機物と重金属を含んでいる廃水の排出することは厳格に制御する。

第 34 条 病原体を含む医療の汚水、生活廃水及び工業廃水は必ず処理を通過して、国家の関連排出基準に合ったから、海域に排出しなければならない。

第 35 条 有機物と栄養物質を含む工業廃水、生活廃水を湾、半閉鎖海及び他の自浄能力の弱い海域への排出は厳格に制御する。

第 36 条 海域に熱廃水の排出は必ず有効な措置を取り、近隣漁業水域の水温が国家の海洋環境基準に合わせて、熱汚染による水産資源危険を避けなければならない。

第 37 条 沿岸耕地、林地で使用する化学農薬は必ず国家の農薬安全使用規定に従って使わなければならない。沿岸耕地、林地では適切な化学肥料及び植物生長調整剤を使わなければならない。

第 38 条 岸の浜で選鉱くず、スラッグ、石炭灰のかす、ごみなど固体廃棄物を放棄、積んで置き及び処理するときは、中華人民共和国の固体廃棄物環境汚染対策法の関連規定に従って執行する。

第 39 条 中華人民共和国の内水及び領海を通じて危険な廃棄物を転送することが禁止する。中華人民共和国の管轄するその他の海域を通じて危険な廃棄物を転送する前は、必ず国務院の環境保護の行政主管部門の書面の許可を得なければならない。

第 40 条 沿岸都市の人民政府は都市の排水管網を建設及び改善し、計画的に都市の汚水処理場あるいはその他の汚水を集中的処理する施設を建設し、都市汚水の総合的整理を強化しなければならない。汚水の海洋処理施設の建設は、必ず国家の関連規定に合致しなければならない。

第 41 条 国家は必要な措置をとって、大気圏からの、あるいは大気圏がもたらす海洋環境汚染を防止、減少または制御する措置をとる。

第5章 海岸建設事業による海洋環境汚染被害に対する対策

第42条 海岸建設事業の新たに推進、改築及び拡張するときには、必ず国家の関連建設事業の環境保護管理に関する規定に従わなければならないし、汚染を防ぐための必要な資金を建設投資計画に反映される。法律に基づいて確定した海洋自然保護区、海辺の名勝、重要な漁業水域及びその他の特殊な保護が必要な地区で、環境を汚染するまたは景観を破壊する海岸建設事業及びその他の活動を遂行してはならない。

第43条 海岸建設事業関連部門は必ず建設事業の妥当性調査の段階で、海洋環境を科学的な調査を行い、自然環境及び社会の条件に基づいて、合理的に建設用地を選んで、環境影響に関する報告書を作成する。環境影響の報告書が海洋行政部門によって審査を受けた後、環境保護行政主管部門から審査と承認を申請する。環境保護の行政主管部門は環境報告書を承認する前に、必ず海事、漁業行政主管部門及び軍隊の環境保護部門の意見を求めなければならない。

第44条 海岸建設事業の環境保護施設は必ず主体工事と同時に設計・施工・運転しなければならない。環境保護施設が環境保護行政主管部門の検査を経ていない場合は、建設施設の試運転をしてはならない；環境保護施設が環境保護行政主管部門を経ていない、または検査に不合格の場合は、建設施設の運転・生産、あるいは使用してはならない。

第45条 沿岸陸域で有効な管理措置を備えていないまま化学製紙、化学工業、染色、製革、電気メッキ、醸造、油の精製、海岸での船解体及びその他の海洋環境に重大な汚染をもたらす工業生産の新開発を禁止する

第46条 海岸建設事業推進する際、必ず有効な措置をとり、国家と地方の重点的に保護する野生の動植物及びその生存環境と海洋水産資源を保護しなければならない。海岸で砂利と石を採取、掘ることを厳格に制限する。露天で海岸の砂鉱山を掘るあるいは岸で井戸を掘って海底の鉱物資源を採掘することは、必ず有効な措置をとって、海洋汚染を防止しなければならない。

第6章 海洋建設事業による海洋環境汚染被害に対する対策

第47条 海洋建設事業は必ず海洋機能区画、海洋環境保護計画及び国家の関連環境保護基準に合致して推進し、妥当性調査の段階で、海洋環境影響報告書を作成し、海洋行政主管部門の審査とともに環境保護行政主管部門に予備案を提出し、環境保護行政主管部門の監督を受ける。海洋行政主管部門が海洋環境影響の報告書を審査する前、必ず海事、漁業行政主管部門及び軍隊の環境保護部門の意見を求めなければならない。

第48条 海洋建設事業の環境保護施設は必ず主体工事と同時に設計し・施工・運転しなければならない。環境保護施設は海洋行政主管部門の検査を経ていない場合は、建設施設の試運転をしてはならない；環境保護施設は海洋行政主管部門を経ていない、または検査に不合格の場合は、建設施設の運転・生産、あるいは使用してはならない。環境保護施設を取り除く、あるいは使わずに置くことは、必ず事前に海洋行政主管部門の同意を得なければならない。

第49条 海洋建設事業のときには、基準以上の放射性物質を超えるあるいは溶けて出る有害物質を含む材料を使用してはならない。

第50条 海洋建設事業が爆破作業を伴う際、必ず有効な措置をとり、海洋資源を保護しなければならない。海洋石油探査及び開発においては、必ず有効な措置をとり、油流出事故の発生を避けなければならない。

第51条 海洋の石油さくせい船、油田掘削のプラットフォーム及び採油するプラットフォームの含油汚水と油性の混合物は、必ず処理して基準を満たした後、排出する；残り油と廃棄油は必ず回収し、海に排出してはならない。回収処理を通じた後で排出するときの油含量は国家规定基準を超えてはならない。油田掘削の使った塗る泥水とその他の毒の複合泥水を海に排出してはならない。油田掘削の使った塗る泥水とその他の毒の複合泥水の排出は必ず国家の関連規定に合致しなければならない。

第52条 海洋の石油さくせい船、油田掘削のプラットフォームと採油するプラットフォーム及び他の関連海上施設は海域で油性工業ごみを処理してはならない。その他の工業ごみの処理も海洋の環境汚染をもたらしてはならない。

第 53 条 海上で石油を試す際、オイルガスが十分に燃えるようにして、油と油性の混合物は海に排出ならないように注意しなければならない。

第 54 条 海洋石油開発を探查するときには必ず関連規定に基づいて、油流出応急計画を立つ、国家の海洋行政主管部門に審査と承認を申請しなければならない。

第 7 章 廃棄物の投棄による海洋環境汚染被害に対する対策

第 55 条 いかなる団体または個人も国家の海洋行政主管部門の許可を得てない場合は、中華人民共和国の管轄海域にいかなる廃棄物を投棄することができない。廃棄物を投棄しようとする団体または個人は、必ず国家の海洋行政主管部門に書面の申請を提出し、国家の海洋行政主管部門の審査・承認を得て、許可証が交付された後で投棄することができる。中華人民共和国境界線以外で発生した廃棄物を共和国の管轄海域に投棄することは禁止する。

第 56 条 国家の海洋行政主管部門は廃棄物の毒性、有毒物質の含有量及び海洋環境への影響程度によって、海洋に廃棄物の投棄における判断プログラムと基準を制定する。海洋に廃棄物を投棄するときには、廃棄物の類別及び数量によって、級別に管理を執行する。海洋に投棄することができる廃棄物の種類は国家の海洋行政主管部門によって定め、国務院の環境保護行政主管部門の審査意見を通じた後、国務院に承認を申請する。

第 57 条 国家の海洋行政主管部門は科学的、合理的、経済的、安全的な原則に基づいて、海洋投棄区を選んで、国務院の環境保護行政主管部門の審査を受けた後、国務院に承認を申請する。臨時海洋投棄区は国家の海洋行政主管部門によって承認を得ると共に国務院の環境保護の行政主管部門に登録を申請する。国家の海洋行政主管部門は海洋投棄区及び臨時海洋投棄区を選んで承認する前に、必ず国家の海事、漁業行政主管部門の意見を求めなければならない。

第 58 条 国家の海洋行政主管部門が投棄区の使用に対して監督管理し、投棄区の環境を組織的に監視測定する。引き続き使ってはならない投棄区は国家の海洋行政主管部門によって閉鎖され、当該投棄区で行ういかなる行動を中止させると共に国務院に登録を申請する。

第 59 条 廃棄物の投棄許可を得た団体または個人は、必ず許可証の明記した期限と条件に従って、指定した地区に投棄する。承認をした団体または個人は廃棄物を積載した後に確かめなければならない。

第 60 条 廃棄物の投棄許可を得た部門は詳しく投棄状況を記録し、投棄した後、承認を下した部門に書面の報告を提出しなければならない。廃棄物を投棄する船舶は必ず出港するとき、海事行政主管部門に書面の報告を提出しなければならない。

第 61 条 海上で廃棄物を焼却することは禁止する。放射性の廃棄物あるいはその他の放射性物質を海上で処理することは禁止する。廃棄物の中の放射性物質許可濃度は国務院によって制定する。

第 8 章 船舶及び各種活動による海洋環境汚染被害に対する対策

第 62 条 中華人民共和国の管轄海域でのいかなる船舶及び関係作業は本法の規定に違反して海洋に汚染物、廃棄物、バラスト水、船舶ごみ及びその他の有害物質の排出をしてはならない。船舶汚染物、廃棄物、船舶のごみの接收、船舶客室の清潔、客室の洗う作業の活動に従事するものは必ず相応的処理能力を備なければならない。

第 63 条 船舶は必ず関連規定に基づいて、海洋の環境汚染を防止する証明書及び文書を持ち、汚染物の排出及び操作に関連する行動を行う場合は、確実に記録しなければならない。

第 64 条 船舶は必ず相応する汚染防止設備及び器材を配置しなければならない。汚染の危険性のある貨物を運送する船舶は、必ず運送する貨物が海洋環境に対する汚染を防止あるいは軽減できる構造と設備をしなければならない。

第 65 条 船舶は海上環境汚染を惹起する可能性がある衝突、座礁、火災あるいは爆発など海難事故を防止するため海上交通安全法律と法規規定を守らなければならない。

第 66 条 国家は船舶の油汚染による被害の民事弁償制度を設置・執行する；船舶の油汚染による被害の責任は船主と荷主が共にリスクを負って弁償するのを原則として、船舶の油汚染の保険、油汚染の被害の弁償基金制度を策定する。船舶の油汚染の保険及び油汚染の被害の弁償基金制度の具体的な執行方法は国務院によって規定する。

第 67 条 汚染危険性のある貨物を運送して、港に出入りする船舶、その運送人、貨物所有者あるいは代理人は必ず事前に海事行政主管部門に申告しなければならない。承認を得た後、港の出入り、境界線の通過滞在あるいは積み卸し作業ができる。

第 68 条 船舶に積載された汚染危険性貨物の種類証明、包装、標識、数量制限などの交付のときは、必ず積載した貨物に対する関連規定に合致しなければならない。船舶に汚染危険性の不明な貨物を積載輸送する場合は、輸送する前に関連規定によって検査する。油類及び有毒有害な貨物の積み卸し作業をする際、船と海岸の両方は必ず安全汚染防止操作規定を守らなければならない。

第 69 条 港、埠頭、積み卸しターミナルと造船所は関連規定によって必ず船舶汚染物を処理する、廃棄物処理施設を十分に備えると共にこの施設が良好な状態を維持しなければならない。油類を積みおろす港、埠頭、積み卸しターミナル及び船舶は油流出汚染応急計画を作成すると共に相応的な油流出汚染に対する応急設備及び器材が配置しなければならない。

第 70 条 下記の活動を行う際、事前に関連規定によって関連部門に申告し、承認あるいは許可を得なければならない。

船舶が港湾区域内で焼却炉を使用するとき

船舶が港湾区域内で船倉を洗う、船倉を清潔、排気、バラスト水の排出、残り油、含油汚染水の処理、塗料塗り作業

船舶、埠頭、施設で化学の消油剤の使用

船舶が水で汚染物あるいは有毒有害物の付いた甲板を洗い流すと

船舶は散装の液体の汚染の危険性の貨物の作業

船舶の水上での解体、引き上げること、建造及びその他の水上、水底の船舶作業

第 71 条 船舶が海難事故を起こした際、海洋環境に重大な汚染被害をもたらしたあるいは被害をもたらす可能性のある場合は、国家の海事行政主管部門は強制的に汚染被害を免れる、あるいは減少させる措置をとる権限を持つ。公海の上で海難事故の場合、中華人民共和国海域に重大な汚染を及ぼす脅しの船舶、海上施設に対して、国家の海事行政主管部門は実際に発生可能な被害に対する必要な措置をとる権限がある。

第 72 条 すべての船舶は海上汚染を監視する義務である、海上で汚染事故あるいは本法の規定に反する行為を見つけた場合は、直ちに本法により最寄りの海洋環境監督管理

権限を持つ部門に報告しなければならない。民間用の航空機が海上で汚染物の排出あるいは汚染事件を見つけた場合は、直ちに最寄りの民間用の航空空中交通管理部門に報告しなければならない。報告を受け取った部門は、直ちに本法により海洋環境の監督管理の権限を持つ部門に通報しなければならない。

第9章 法律責任

第73条 本法の関連規定に違反して以下のいずれかの行為を行った者は、本法の規定に従って海洋環境監督管理権を行使する部門により期限内に違反を終了することを命じられ、あわせて罰金を科せられる。

海域に本法が排出を禁ずる汚染物質またはその他の物質を排出する者

本法の規定に従わず海洋に汚染物質を排出し、または基準値を超えて汚染物質を排出する者

海洋投棄許可証を取得しないまま海洋に廃棄物を投棄する者

事故または突発的事件を発生させ、海洋汚染事故を引き起こしたにもかかわらず、速やかに対応措置をとらない者

上記の 、 項のいずれかに該当する者は三万元以上十二万元以下の罰金に処す。

、 項のいずれかに該当する者は、二万元以上十万元以下の罰金に処す。

第74条 本法の関連規定に違反して以下のいずれかの行為を行った者は、本法の規定に従って海洋環境監督管理権を行使する部門により警告を受け、または罰金を科せられる。

規定に従って申告せず、汚染物質排出に関連する事項を報告しない者、または申告時に虚偽の申告をする者

事故または突発的事件を発生させたにもかかわらず、規定に従って報告しない者
規定に従って投棄の状況を記録しないか、または規定に従って投棄の報告をしない者

船舶に積載する汚染有害貨物についての申告事項を申告しないか、または虚偽の申告をする者

上記の 、 項のいずれかに該当する者は二万元以下の罰金に処す。 、 項のいずれかに該当する者は、五万元以下の罰金に処す。

第75条 本法第十九条第二項の規定に違反して、現場検査を拒否し、または検査を受けるときに虚偽の説明をする者は、本法の規定に従って海洋環境監督管理権を行使する

部門により警告を受け、あわせて二万元以下の罰金を科せられる。

第 76 条 本法の規定に違反して珊瑚礁、マングローブ林等の海洋生態系および海洋水産資源ならびに海洋保護区に破壊をもたらした者は、本法の規定に従って海洋環境監督管理権を行使する部門により期限内に違反を終了し原状回復措置をとることを命じられ、あわせて一万元以上十万元以下の罰金を科せられる。不法に利得を得た者は、その不法利得を没収される。

第 77 条 本法第三十条第一項、第三項に違反し海洋に向けて污水口を設置した者は、県級以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門により閉鎖を命じられ、あわせて二万元以上十万元以下の罰金を科せられる。

第 78 条 本法の第三十二条第三項の規定に違反し、環境保護設備を撤去したり使用せずに放置した者は、県級以上の地方人民政府の環境保護行政主管部門により再び設置し使用することを命じられ、あわせて一万元以上十万元以下の罰金を科せられる。

第 79 条 本法第三十九条第 2 項の規定に違反して、中華人民共和国の管轄海域を經由して危険な廃棄物を移送する者は、国家海事行政主管部門より違法に当該危険廃棄物運送を行う船舶の中華人民共和国の管轄海域からの退出を命じられ、あわせて五万元以上五十万元以下の罰金を科せられる。

第 80 条 本法第四十三条第一項の規定に違反して、審査および許可を経た環境影響報告書を所持しないまま海岸の工事建設計画を実行した者は、県級以上の地方人民政府より期限内に撤去することを命じられる。

第 81 条 本法第四十四条の規定に違反して、海岸建設事業において環境保護のための設備を建設しない者、または環境保護設備が規定の要求を満たさないまま生産活動や運転に移行、または使用した者は、環境保護行政主管部門よりその生産行為または使用の停止を命じられ、あわせて二万元以上十万元以下の罰金を科せられる。

第 82 条 本法第四十五条の規定に違反し、海洋環境を重大に汚染する工業施設を新たに建設した者は、管理権限に従って、県級以上の人民政府により閉鎖を命じられる。

第 83 条 本法第四十七条第一項、第四十八条の規定に違反して、海洋建設事業を進行する者、または海洋工事建設計画において環境保護設備を設置しないか、環境保護設備が規定の要求を満たさないまま生産活動や運転に移行、または使用した者は、海洋行政主管部門より工事または生産、使用の停止を命じられ、あわせて五万元以上二十万元以下の罰金を科せられる。

第 84 条 本法第四十九条の規定に違反して、規準値を超える放射性物質または有毒有害物質が溶け出す物質を含む材料を使用する者は、海洋行政主管部門により五万元以下の罰金を科され、かつ汚染の危険がなくなるまで当該建設計画の実施停止を命じられる。

第 85 条 本法の規定に違反して、海洋において石油の探査開発活動を行い、海洋環境の汚染をもたらした者は、国家海洋行政主管部門により警告を受け、あわせて二万元以上二十万元以下の罰金を科せられる。

第 86 条 本法の規定に違反して、許可証の規定に従わず投棄を行い、または既に閉鎖された投棄地区に廃棄物を投棄した者は、海洋行政主管部門により警告を受け、あわせて三万元以上二十万元以下の罰金を科せられる。事情が重大な場合には、許可証を一時とりあげもしくは取り消すことができる。

第 87 条 本法の第五十五条第三項に違反して、廃棄物を中華人民共和国の国境外より移送して中華人民共和国の管轄海域に投棄した者は、国家海洋行政主管部門により警告を受け、かつ発生させたまたは発生させる可能性のあった危険の結果にしがって十万元以上百万元以下の罰金を科せられる。

第 88 条 本法の関連規定に違反して以下のいずれかの行為を行った者は、本法の規定に従って海洋環境監督管理権を行使する部門により警告を受け、または罰金を科せられる。

港湾、埠頭、積み下ろしターミナル及び船舶に汚染防止設備、機材を配置していない者

船舶に防汚証、防汚文書を搭載していない者、または規定に従って汚染排出記録をなしていない者

水上および港区水域で船舶解体、旧船改装、引き揚げ、その他の水上、水中での工事作業に実施して、海洋環境汚染被害を引き起こした者

船舶に積載された貨物に汚染防止のための運送条件を備えさせていない者
上記の 、 項のいずれかに該当する者は二万元以上十万元以下の罰金に処す。
項に該当する者は、二万元以下の罰金に処す。 項に該当する者は、五万元以上二十
万元以下の罰金に処す。

第 89 条 本法の規定に違反して、船舶、石油プラットフォームおよび油類を積みおろし
する港湾、埠頭、積み下ろしターミナルに石油流出に対する対応計画を策定していな
い者は、本法の規定に従って海洋環境監督管理権を行使する部門により警告を受け、
または期限内の策定を命じられる。

第 90 条 海洋環境に汚染、被害をもたらした責任者は、危険を除去しかつ損失を賠償し
なくてはならない。完全に第三者の故意または過失によって海洋環境の汚染または被
害が引き起こされた場合には、その第三者が危険を除去しかつ賠償責任を負わなけれ
ばならない。

第 91 条 本法の規定に違反して、海洋環境汚染事故を起こした団体または個人は、本法
の規定に従って海洋環境監督管理権を行使する部門により、発生させた危険と損失に
基づいて罰金を科される。直接の責任を負う主管責任者及びにその他の直接責任を負
う者が国家の公務員である場合には、法に従って行政処分がなされる。前項の罰金額
は、直接損失の 30%とする。但し、最大三十万元を超えてはならない。重大な海洋
環境汚染事故を起こし、公私の財産に重大な損失を与えたか、人を傷害、死亡させる
など重大な結果をもたらした者は、法に従い刑事責任を追及させる。

第 92 条 以下の状況のいずれかに該当し、速やかな合理的措置をとったにも関わらず、海
洋環境に対する汚染被害の発生を避けることができなかつた場合には、汚染被害の発
生についての責任者は責任負担を免れる。

戦争

不可抗力による自然災害

灯台その他航行補助施設を担当する主管部門が、職責を遂行する際の不注意によ
るミス、あるいはその他の過失行為

第 93 条 本法第 11 条、第 12 条に関連して支払うべき汚染排出費、投棄費ならびに規定
の実施のための期限についての行政処罰は、国务院が規定する。

第 94 条 海洋環境の監督管理者の職権濫用、職務怠慢、汚職の結果、海洋環境に汚染被害がもたらされたときは、法に基づいて行政処分を与える。犯罪を構成する場合には、法に基づいて刑事責任を追及する。

第 10 章 附則

第 95 条 本法において下記の用語の意味は、以下のとおりである。

海洋環境汚染被害：直接または間接に物質またはエネルギーを海洋環境中に引入することによってもたらされる海洋生物資源への被害、人体の健康への危険、漁業およびその他の海上における合法的活動に対する障害、海水の使用への被害、環境の質低下などの有害な影響をさす。

内水：わが国の領海基線の内陸側の全ての海域

海浜湿地：干潮時に水深 6 M 以下になる水域及び沿岸浸湿地帯で、水深が 6 M を超えない永久性の水域、潮間帯及び沿岸湿地等を含む。

海洋機能区画：海洋の自然属性および社会属性ならびに自然資源および環境の特定条件に従って、海洋利用の主要な機能と使用範囲を区分した計画

漁業水域：魚介類の産卵場、餌場、越冬場、回遊路および魚介類、海藻類の養殖場。

油類：あらゆる種類の油およびその精製品。

油性混合物：油分を含むあらゆる混合物。

排出：汚染物質を海洋中に放出する行為を指し、あらゆる流出を含む。

陸上起因汚染源：陸地から海域に向かって汚染物質を排出することによって、海洋環境汚染を引き起こすまたは引き起こす可能性のある場所、施設等。

陸上起因汚染物：陸地汚染源から排出される汚染物質。

投棄：船舶、航空機、プラットフォーム、またはその他の積載道具を用いて、海洋に向かって廃棄物またはその他の有害物質を処分する行為。船舶、航空機、プラットフォーム、およびその補助設備ならびにその他の浮遊体を放棄する行為も含む。

沿海陸域：沿岸にあるパイプなどの施設、直接または間接に海洋に対する汚染物質の排出またはそれに関連する活動が行う一帯区域

海上焚焼：熱により焼却する目的で、海上の燃焼設備で故意に廃棄物またはその他の物質を焼却する行為。但し、船舶、プラットフォームまたはその他の人工構造物が正常に操業を行う過程で付帯的に発生する行為は除外する。

第 96 条 海洋環境の監督管理に関する部門の具体的な職権の配分については、本法は未だ規定していない。国務院により規定する。

第 97 条 中華人民共和国が締結または参加する海洋環境保護に関連する国際条約と本法との間で異なる規定がある場合には、国際条約の規定を適用する。但し、中華人民強
化国が留保を宣言した条項は除外する。

第 98 条 本法は、2000 年 4 月 1 日より施行する。

平成15年度 海洋政策と海洋の持続可能な開発に関する調査研究
- 各国の海洋政策の調査研究報告書 -

平成16年3月発行

発行 財団法人シップ・アンド・オーシャン財団 海洋政策研究所

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-15-16 海洋船舶ビル

TEL 03-3502-1828 FAX 03-3502-2033

<http://www.sof.or.jp> E-mail: info@sof.or.jp

本書の無断転載、複写、複製を禁じます。

ISBN4-88404-127-5